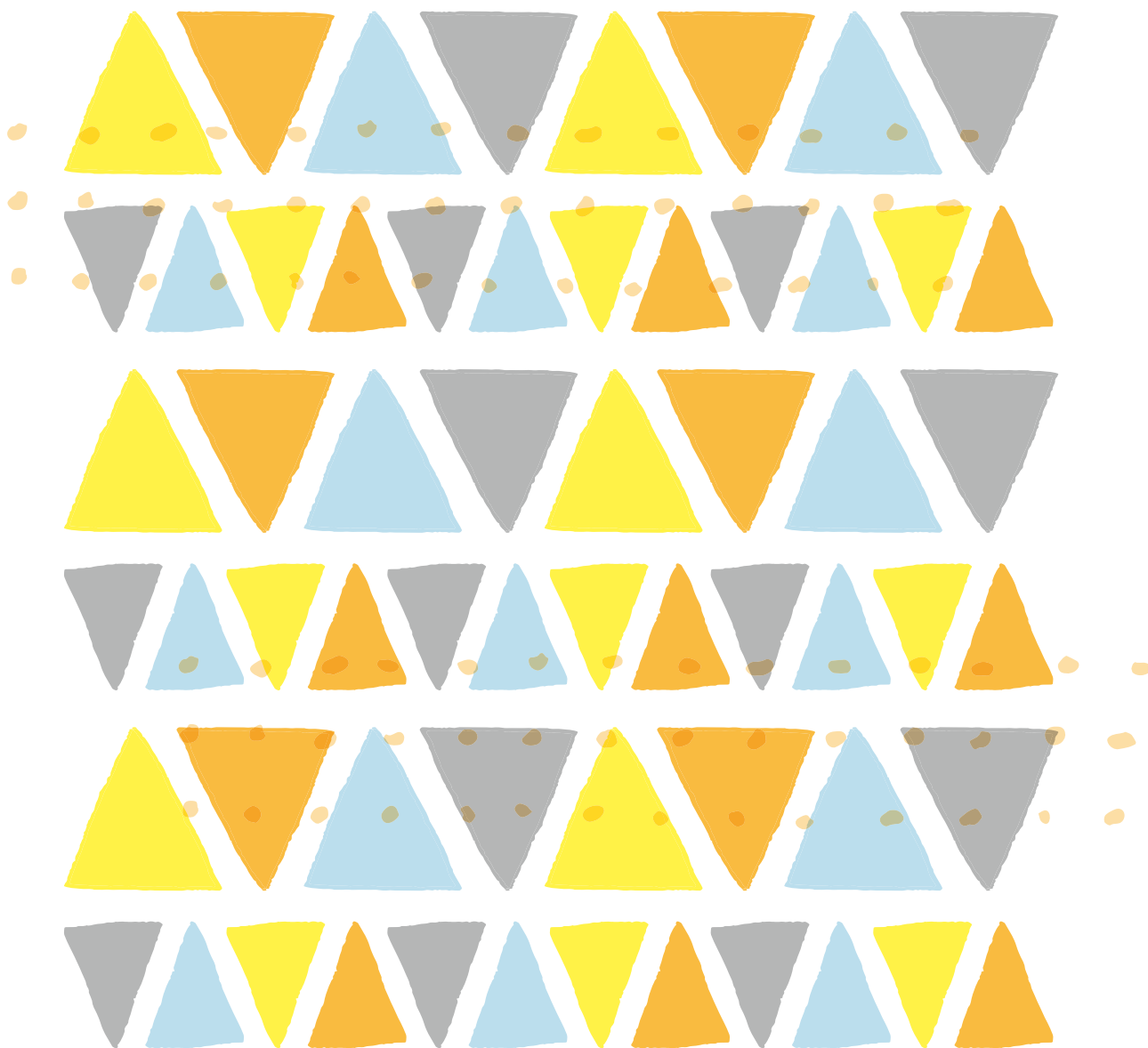


# 男女共同参画 せんだいプラン2016

平成28年度～32年度



平成28年3月  
仙台市



## はじめに

---

男女共同参画とは、人間が「女性はこうあるべき」「男性はこうあるべき」という固定的な考え方によって行動や生き方の制限を受けることなく、自らの意思に基づいて社会の様々な分野の活動に参画し、一人一人の個性や能力を十分に発揮できるようにしよう、ということです。この考え方は、人権の尊重という観点から、また、社会の多様性と活力を高め、力強い発展を続けていく観点からも、とても重要です。

我が国では高度経済成長期に男性の雇用労働者化が進み、長時間労働や転勤などを受け入れる代わりに終身雇用・年功序列が保障される仕組みが構築され、家庭内の仕事や地域活動など、無報酬ではあるものの私たちが暮らす上で必要な労働は女性が担うという役割分担が進みました。その後、女性の社会進出が進み、最近では働く場における活躍を社会全体で推進する機運が高まっていますが、長時間労働等を前提とした労働慣行は根強く、いまだに出産や育児を機に約6割の女性が退職しています。また、非正規雇用やひとり親家庭が増える中、性差による差別やパートナーからの暴力などの要因が加わり、女性が抱える困難は多様化しているほか、現役世代の介護負担の増加など男女を問わず直面する課題の深刻さも増しています。

仙台市では、これまで、平成15年4月に制定された仙台市男女共同参画推進条例に基づき「男女共同参画せんだいプラン」を策定し、数度の改定を行いながら、市民の皆さまとともに男女共同参画の推進に取り組んできました。東日本大震災の直後に策定した「男女共同参画せんだいプラン2011」では、震災の経験と教訓を踏まえ、平常時から地域の中に男女共同参画の視点を根付かせることの重要性や、防災・復興施策への女性の参画とリーダーシップの必要性等にも焦点を当てながら、さまざまな施策を進めてきました。

本格的な少子高齢化へと向かう社会では、すべての人が性別にかかわらず力を発揮し、協働で経済発展や暮らしやすいまちづくりに取り組んでいかなければなりません。誰もが家庭や地域、職場などあらゆる場で生き生きと活躍できる、柔軟な男女共同参画社会の実現を目指して、このたび、「男女共同参画せんだいプラン2016」を策定いたしました。計画の策定に当たり、仙台市男女共同参画推進審議会の委員の皆さまをはじめ、多くの方々から貴重なご意見をいただきましたことに、深く感謝を申し上げます。本計画に基づき、市民・事業者の皆さまとともに、実効性のある取り組みを着実に推進してまいります。

平成28年3月

仙台市長 奥山 恵美子

# 目次

## 第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景	1
2 計画の目的及び基本理念	3
3 計画の位置づけ	3
4 計画の期間	3
5 計画の構成	4
6 計画の体系	5

## 第2章 男女共同参画の推進のための施策

基本目標 1 政策・方針決定過程への女性の参画	6
基本目標 2 男女共同参画への理解の促進	10
基本目標 3 男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現	14
基本目標 4 男女が共にいきいきと働ける労働環境づくり	20
基本目標 5 女性に対する暴力の根絶・生涯を通じた健康支援	24
基本目標 6 復興・未来へつなぐまちづくりにおける男女共同参画	30

## 第3章 計画の推進

1 計画の推進体制	36
2 計画の評価	38

用語解説	39
------	----

### 参考資料

1 図表	44
2 計画の策定過程	51
3 仙台市男女共同参画推進審議会委員名簿	52
4 仙台市男女共同参画推進条例	54
5 男女共同参画社会基本法	57
6 男女共同参画に関する仙台市及び国内外の動き	61

・本文中に\*印のある用語は、39～43ページに用語解説があります。  
・本文中に（図表）とあるものは、44～50ページに表またはグラフがあります。

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1 計画策定の背景

平成11（1999）年に公布施行された「男女共同参画社会基本法\*（以下「基本法」という。）」では、少子高齢化の進行等、我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」は、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題であり、社会のあらゆる分野において男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を推進することが重要であるとしています。

国では、基本法に基づく国の第1次計画として、平成12（2000）年に「男女共同参画基本計画」を策定。また、平成17（2005）年に「第2次男女共同参画基本計画」、平成22（2010）年に「第3次男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現を目指す諸施策を推進してきました。また、平成27年9月には、働くことを希望する女性が、職業生活においてその個性と能力を十分に発揮して活躍できるよう、国や地方公共団体、事業主に必要な取り組みを義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）\*」が施行されるなど、女性活躍の動きがますます加速化しています。

こうした中、平成27（2015）年12月に「第4次男女共同参画基本計画」が策定され、男性中心型労働慣行等の変革や女性活躍推進法の着実な施行等に取り組む「あらゆる分野における女性の活躍」、非正規雇用やひとり親等、生活上の困難に陥りやすい女性が安心して暮らせるための環境整備や女性に対する暴力の根絶に取り組む「安全・安心な暮らしの実現」、男女共同参画の視点に立った各種制度の整備や男女共同参画への国民の理解の促進等を図る「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」を施策の三本柱とし、国と地方公共団体、民間団体等が連携体制を強化して取り組んでいくことが示されました。

一方、仙台市も早くから女性に関する問題や男女共同参画に取り組んできました。昭和59（1984）年、女性に関する様々な課題を具体的かつ総合的にとらえて市の施策に生かすため、市民局に婦人青少年課を設置。昭和62（1987）年には「仙台市婦人文化センター（エル・パーク仙台）」を開設し、女性相談や情報提供、市民活動支援等を実施して、女性の自立と社会参画を促進させる取り組みを拡充しました。また、男女平等施策の総合的な推進を図るため、平成3（1991）年に「仙台市女性行動計画」、平成10（1998）年に「男女共同参画プランー男女平等のまちをめざして」を策定。さらに、平成13（2001）年には（財）せんだい男女共同参画財団\*を設立し、市民や企業との連携による事業の充実を図りました。

平成15（2003）年、現在の男女共同参画行政の基本となる「仙台市男女共同参画推進条例\*」を公布。この条例では「男女の人権の尊重」「制度または慣行が男女の自由な選択に及ぼす影響に対する配慮」「政策等の立案及び決定への共同参画」「家庭生活における活動と他の活動との両立の支援」を基本理念として、市民・事業者との

協働により、男女平等のまちを目指すことをうたっています。さらに同年、2館目の拠点施設としてエル・ソーラ仙台を開設しました。

その翌年の平成16（2004）年、条例に基づく第1次計画として「男女共同参画せんだいプラン2004」を策定。平成21（2009）年には第2次計画として「男女共同参画せんだいプラン〔2009-2010〕」を策定し、前計画の課題を引き継ぎながら、男女共同参画施策の推進に取り組んできました。

その一方で、厳しい財政状況と社会環境に対応した効率的な行政運営を図るため、本市は平成18（2006）年に「仙台市行財政集中改革計画」を策定し、「既存施設のあり方の見直し」に着手。エル・パーク仙台及びエル・ソーラ仙台も見直しの対象となったところ、男女共同参画施策の後退を危惧する市民から、多くの要望書が提出されました。市民説明会やパブリックコメントを実施し、議会をはじめ様々な場で議論を重ねた結果、平成22（2010）年12月に「仙台市男女共同参画推進センター\*条例」を改正し、エル・ソーラ仙台の面積縮小により管理運営費用の縮減を図る一方で、相談・支援機能を拡充するとともに、情報提供・交流・学習・研修機能の一体化を図り、センターのサービス向上に取り組むこととしました。

平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災では、避難所において女性が声を上げにくい、女性の意見が反映されにくいなどの課題が顕在化し、男女共同参画社会の実現はまだ道半ばであること、そして、平素から様々な活動にもっと男女共同参画の視点を取り入れていくことの必要性をあらためて認識する契機となりました。そこで、平成23（2011）年9月に第3次計画として策定した「男女共同参画せんだいプラン2011」では、基本目標6に「震災復興と地域づくりにおける男女共同参画」を掲げ、全国に先駆けて防災・復興における男女共同参画を推進し、発災から4年間の成果を、平成27（2015）年3月に開催された「第3回国連防災世界会議\*」の一般公開事業として市とせんだい男女共同参画財団が運営した「女性と防災」テーマ館\*を通して、国内外に発信しました。今後は、災害リスクの削減や復興のまちづくりに欠かせない「女性のリーダーシップ」をさらに促進させ、地域に定着させていくことが求められます。

第4次計画に当たる、平成28年度以降の新たな計画の策定に当たっては、平成26（2014）年11月に、「男女共同参画推進のための計画のあり方について」を市長が仙台市男女共同参画推進審議会に諮問し、平成28（2016）年2月に答申を受けました。この「男女共同参画せんだいプラン2016」は、社会情勢の変化やこれまでの施策の成果などを踏まえてまとめられた、当答申の趣旨に沿って策定したものです。

仙台市の現状を見ると、固定的性別役割分担意識\*の肯定派の割合や、結婚・出産・子育て期の女性の離職率、配偶者から暴力を受けたことのある方の割合は、いずれも全国平均より高く、また、管理職に占める女性の割合は全国平均を大きく下回るなど、多くの課題があります。しかしながら、男女共同参画は、これから本格的な人口減少社会へと移行する中で重要となる、一人一人が最大限にその能力を発揮して活躍できる社会づくりの基盤となるものとして、今、あらためて注目されています。

仙台市は、平成27年度末に震災復興計画の終了という一つの節目を迎えました。これまでの復興を支え、これからの未来へつなぐまちづくりの推進力となる「市民協働」を成長・発展させるためにも、全ての方の人権が守られ、誰もが安心していきい

きと暮らすことができる「男女平等のまち・仙台」を目指して、本計画に基づき、実効性のある施策を推進していきます。

## 2 計画の目的及び基本理念

本計画は、「仙台市男女共同参画推進条例」に基づき、「男女平等のまち・仙台」の実現に向けて取り組むべき課題を明らかにし、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定するものです。また、条例における基本理念に沿って、男女共同参画に関する施策を推進するものとします。

### 〈仙台市男女共同参画推進条例における基本理念〉

- ①男女の人権の尊重
- ②制度または慣行が男女の自由な選択に及ぼす影響に対する配慮
- ③政策等の立案及び決定への共同参画
- ④家庭生活における活動と他の活動との両立の支援

※仙台市男女共同参画推進条例第3条から要約

## 3 計画の位置づけ

### (1) 法律上の位置づけ

本計画は、「仙台市男女共同参画推進条例」に基づく「男女共同参画推進施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画」とします。また、「男女共同参画社会基本法」に基づく市町村男女共同参画計画として定めます。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律\*」に定める市町村基本計画及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に定める市町村推進計画を包含するものとします。

### (2) 本市の各計画との関係

本計画は、仙台市総合計画（基本構想・基本計画・実施計画）を上位計画とし、市の関連する分野別の諸計画との整合性が図られた計画とします。

## 4 計画の期間

社会情勢の変化、国の動向を踏まえた内容とするため、計画期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

## 5 計画の構成

「男女共同参画せんだいプラン2011（平成23年度～27年度）」においては、中長期的に取り組むべき柱として、六つの「基本目標」を定め、それぞれの目標ごとに施策の方向を明らかにし、取り組みを進めてきました。また、計画期間内に特に優先的・重点的に進めていく課題を「重点課題」として掲げ、成果目標やモニタリング指標を設定し進捗管理を行うなど、重点的に取り組みを促進してきました。

本計画では、これまでの取り組みを継続し、発展させていく観点から、前計画の六つの基本目標の枠組みを継承し、基本目標ごとに中長期的な施策の方向と計画期間中の具体的な取り組みを定めます。

また、前計画では、重点課題を基本目標とは別に定めていましたが、本計画においては、基本目標ごとに重点課題を設定することとし、計画期間の5年間で特に優先的・重点的に取り組む部分について明らかにすることで、本計画の総合的かつ着実な推進を目指します。

重点課題については、取り組みの成果を測るための成果目標と、重点課題に関する状況を把握するためのモニタリング指標を設定し、本計画の進捗状況を把握するとともに、効果的な推進を図ります。



# 6 計画の体系

<b>基本目標 1</b> 政策・方針 決定過程への 女性の参画	<b>施策の方向</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 市の審議会等への女性委員の登用を推進する</li> <li>② 市及び関係団体等における方針の立案や決定の場への女性の参画を推進する</li> <li>③ 企業等における方針の立案や意思決定の場への女性の参画を促進する</li> <li>④ 地域団体や市民団体における方針の立案や意思決定の場への女性の参画を促進する</li> </ol> <b>重点課題</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 市の審議会等における女性委員の登用率の向上</li> <li>② 市の女性職員の管理職への登用促進</li> <li>③ 企業や地域団体、市民団体における女性登用に向けた啓発と支援の拡充</li> </ol>	一部を除く
<b>基本目標 2</b> 男女共同参画への 理解の促進	<b>施策の方向</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 子どもたちの人権尊重や男女平等の意識を育てる学校教育や、地域における学習機会の充実を図る</li> <li>② 男女共同参画推進のための広報・啓発の充実を図る</li> <li>③ 男女共同参画に関する多様な学習機会を提供する</li> <li>④ 男女共同参画推進センターと地域との連携による学習機会を拡充する</li> <li>⑤ メディアにおける男女共同参画への理解を促進する</li> <li>⑥ 男女共同参画の視点からの相談事業を実施する</li> <li>⑦ 男女共同参画に関する調査・研究、情報収集、分析を強化する</li> </ol> <b>重点課題</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 男女共同参画に関わる様々な主体との連携による広報・啓発の強化及び学習機会の拡充</li> <li>② 男性・子ども・若者への啓発の推進</li> </ol>	
<b>基本目標 3</b> 男女の仕事と 生活の調和 (ワーク・ライフ・ バランス)の実現	<b>施策の方向</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 男性の家庭生活や地域活動への参画を促進する</li> <li>② 保育や子育て支援の充実を図る</li> <li>③ 高齢者や障害者の介護・自立支援の充実を図る</li> <li>④ 企業等におけるワーク・ライフ・バランス推進に向けた取り組みの啓発・促進を図る</li> <li>⑤ 男性中心型労働慣行の改革を推進する</li> <li>⑥ 働く男女の健康管理対策を推進する</li> </ol> <b>重点課題</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 市の職員のワーク・ライフ・バランスの推進</li> <li>② 男性の家事・子育て・介護等への参加の促進</li> <li>③ 保育サービスの拡充と多様な子育て支援の展開</li> </ol>	
<b>基本目標 4</b> 男女が共に いきいきと働ける 労働環境づくり	<b>施策の方向</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 子どもや若者の確かな勤労観・職業観を育成する教育を推進する</li> <li>② 若者や女性の自立や就業を支援する</li> <li>③ 雇用における男女の均等な機会及び待遇確保に向けた取り組みを促進する</li> <li>④ 起業家や自営業に従事する女性を支援する</li> <li>⑤ 働く女性の能力発揮に向けた取り組みを支援する</li> <li>⑥ 働く男女のための相談事業を実施する</li> <li>⑦ 男性中心型労働慣行の改革を推進する(再掲)</li> </ol> <b>重点課題</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 働く女性の活躍や多様な働き方への支援</li> <li>② 経済団体や関係団体、行政等の連携・協力による取り組みの強化</li> </ol>	一部を除く
<b>基本目標 5</b> 女性に対する暴力の 根絶・生涯を通じた 健康支援	<b>施策の方向</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 人権尊重や非暴力の観点からの教育の充実を図る</li> <li>② DVの予防と根絶に向けた啓発と相談窓口周知の強化を図る</li> <li>③ DV相談対応の充実と関係機関の連携強化を図る</li> <li>④ DV被害者の自立に向けた支援の拡充を図る</li> <li>⑤ あらゆるハラスメントの防止対策を推進する</li> <li>⑥ 女性や子どもへの性暴力の根絶に向けた対策を推進する</li> <li>⑦ 男女平等の視点に立った性に関する体系的な教育・啓発の充実を図る</li> <li>⑧ 生涯を通じた女性の心身の健康支援を行う</li> </ol> <b>重点課題</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 人権尊重、DVの根絶と被害者支援に向けた啓発の推進</li> <li>② 相談窓口のさらなる周知と相談機能の充実</li> <li>③ 被害者支援のための関係機関の連携強化</li> <li>④ 地域における被害者支援の輪の拡大</li> </ol>	一部を除く
<b>基本目標 6</b> 復興・未来へつなぐ まちづくりに 男女共同参画	<b>施策の方向</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 防災・復興における男女共同参画の推進を図る</li> <li>② 男女共同参画視点による防災・復興まちづくりの重要性を、国内外に発信する</li> <li>③ 地域活動における男女共同参画を推進する</li> <li>④ 男女共同参画に関する市民活動への支援の拡充と協働の推進を図る</li> <li>⑤ 性別や性のあり方、年齢、障害の有無、国籍や文化等の違いにかかわらず多様な人々が共に支え合う地域づくりを推進する</li> <li>⑥ 貧困など困難を抱える方の安全で安定した生活と社会参加への支援を行う</li> </ol> <b>重点課題</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 女性をはじめ多様な人々が地域活動に関わるための情報提供や環境整備</li> <li>② 地域防災や復興まちづくりを担う女性の人材育成及びネットワークの構築</li> <li>③ 男女共同参画の視点を反映した防災・復興活動の国内外に向けた発信</li> <li>④ 就業・生活の安定を通じた自立に向けた取り組みの実施</li> </ol>	

仙台市働く女性の活躍推進計画

仙台市DV防止基本計画

## 第2章 男女共同参画の推進のための施策

### 基本目標1 政策・方針決定過程への女性の参画

急速な少子高齢化や市民ニーズの多様化など、社会経済情勢が変化する中で、仙台市が豊かで活力ある都市として発展し続けるためには、女性をはじめとする多様な人材の社会参画を促し、あらゆる分野に多様な視点を導入していくことが必要です。日本における女性の参画は徐々に拡大しているものの、他の先進諸国と比べて低い水準にあり、また、固定的性別役割分担意識が根強く残っていることから、これまでの延長線上の取り組みを超えた対策が必要です。政治や経済、行政分野をはじめ、地域活動、学術、医療、農業、防災・復興等あらゆる分野において女性の参画拡大を図り、暫定的に必要な範囲において「ポジティブ・アクション」（積極的改善措置）\*を進め、実質的な機会均等の実現を目指していくことも求められています。

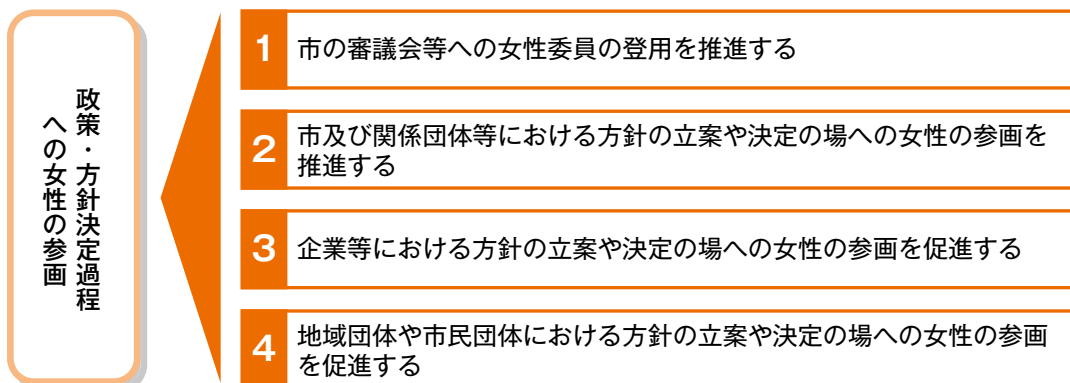
平成27年9月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が施行され、行政や企業は積極的な女性登用を求められています。本市では、これまでの計画において、市の審議会等の女性委員の登用率を平成27年度末までに35%以上とする目標を設定し、平成26年度末現在で36.9%と目標を上回りました。しかしながら個別に見ると、女性割合が2割に満たない審議会など、いまだ登用が進まない分野も残されています。あらゆる分野の審議会において、女性委員の登用が進むよう、引き続き取り組みを進めていきます。

一方、本市における女性管理職の割合を平成27年度末までに15%以上とする目標については、平成27年度当初で14.5%と、達成に向け着実に伸びている状況ですが、新規採用職員の約半数を女性が占め、全体の職員数に占める女性割合も約35%となっている現状に鑑みると、女性管理職の登用が進んでいるとは言い難い状況です。市域で働く女性全体に目を向けてみても、平成24年の仙台市の女性の有業率は60.6%で、5年前に比べて2.1ポイント上昇していますが（図表1）、管理職に占める女性割合は8.5%\*であり、宮城県の12.8%、全国平均の13.4%に比べ、低い数値となっています。また、町内会長に占める女性の割合も、ここ10年余り9%前後で推移を続けており、企業や地域団体等の方針の立案や決定の場への女性の参画は、十分とはいえない状況です。

地域の企業や地域団体、市民団体などにおける女性の参画を進めるため、引き続き、事業主としての本市が率先して女性職員の登用促進に取り組みます。また、女性登用に積極的な企業・団体の事例を広報するなどし、機運の醸成やノウハウの共有を図るとともに、こうした企業に対するインセンティブの付与等についても検討を進めるなど、取り組みの拡充を図っていきます。

\*総務省「平成24年就業構造基本調査」より

## ●施策の方向



### 重点課題・主な取り組み

- ① **市の審議会等における女性委員の登用率の向上**
  - ▶ 委員登用に係る目標値・進捗状況の周知並びに委員の改選時及び新規設置時の男女共同参画課との事前協議の徹底
  - ▶ 委員公募制の積極的な活用
- ② **市の女性職員の管理職への登用促進**
  - ▶ 女性職員のキャリア形成やスキルアップへの支援
  - ▶ 女性職員の管理職への登用促進と職域の拡大
- ③ **企業や地域団体、市民団体等における女性登用に向けた啓発と支援の拡充**
  - ▶ 経済団体、行政等による協議会の設置（再掲 基本目標4）
  - ▶ 企業に対するワーク・ライフ・バランス及び女性活躍推進の広報・啓発（再掲 基本目標4）
  - ▶ 企業における女性人材育成に係る支援（再掲 基本目標4）
  - ▶ 女性の参画に関する地域団体や市民団体への啓発や支援

## ● 成果目標・モニタリング指標

項目	現状（直近値）	目標値	目標・指標	担当局等
市の審議会等における女性委員の割合 ※行政委員会を除く	36.9% (26年度末)	40%以上 (32年度末)	成果目標	全局
女性委員がない市の審議会等（ゼロ審議会）の数 ※行政委員会を除く	0 (26年度末)	0を維持 (32年度末)	〃	全局
公募委員が参画している市の審議会等の数	10 (26年度末)	15 (32年度末)	〃	全局
市役所の女性職員の係長職昇任試験受験率	21.4% (27年度)	30%以上 (32年度)	〃	総務局 人事委員会 事務局
市役所における女性管理職の割合 ※市長部局	14.5% (27年4月1日現在)	20%以上 (33年度)	〃	総務局
仙台市の小・中学校における女性管理職の割合	17.5% (27年4月1日現在)		モニタリング 指標	教育局
民間企業における女性管理職（課長相当職）の割合	9.2% (26年・全国)		〃	
PTA会長に占める女性の割合	26.8% (27年4月1日現在)		〃	教育局
町内会長に占める女性の割合	9.9% (27年4月1日現在)		〃	市民局

## ● 事業の概要—施策の方向別の主な取り組み

【重点】：重点課題に関する取り組み  
 (再掲)：基本目標番号—施策の方向番号

### ■ 施策の方向1

#### 市の審議会等への女性委員の登用を推進する

主な取り組み	担当局
<p>○ あらゆる分野の審議会において女性の登用を進め、女性委員の登用率40%以上の目標を達成するよう努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 委員登用に係る目標値・進捗状況の周知並びに委員の改選時及び新規設置時の男女共同参画課との事前協議の徹底【重点①】</li> <li>● 委員公募制の積極的な活用【重点①】</li> <li>● 関係団体等への女性委員推薦の協力要請</li> </ul>	全局

## ■ 施策の方向2

## 市及び関係団体等における方針の立案や決定の場への女性の参画を推進する

主な取り組み	担当局
<p>○ 市職員の性別にとらわれない能力開発や人員配置を進めるとともに、女性職員のキャリア形成支援を図り、管理的地位にある職員への女性の登用拡大を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 男女共同参画の推進に係る職員研修の実施</li> <li>● 女性職員のキャリア形成やスキルアップへの支援【重点②】</li> <li>● 女性職員の管理職への登用促進と職域の拡大【重点②】</li> <li>● 女性教職員の管理職への登用促進</li> </ul>	総務局 教育局 全局
<p>○ 市の外郭団体等に対し、理事・評議員等への女性の登用や、職員の性別にとらわれない能力開発、能力・適性を重視した登用を進めるよう働き掛けを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市の外郭団体等への男女共同参画推進に関する取り組みの要請</li> </ul>	全局

## ■ 施策の方向3

## 企業等における方針の立案や決定の場への女性の参画を促進する

主な取り組み	担当局
<p>○ 企業等における性別にとらわれない能力開発や、能力・適性を重視した登用を促すため、広報・啓発に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 経済団体、行政等による協議会の設置【重点③】(3-5、4-7再掲)</li> <li>● 企業に対するワーク・ライフ・バランス及び女性活躍推進の広報・啓発【重点③】(3-5、4-7再掲)</li> <li>● 働く女性向けセミナー及び交流会の開催(4-5再掲)</li> </ul>	市民局
<p>○ 女性従業員の活躍推進に取り組む企業等を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 男女共同参画推進センターにおける女性活躍推進に係る支援(4-5再掲)</li> <li>● 企業における女性人材育成に係る支援【重点③】(4-5再掲)</li> <li>● ワーク・ライフ・バランスや女性活躍を推進している企業への優遇措置の導入(3-4、4-5再掲)</li> </ul>	市民局

## ■ 施策の方向4

## 地域団体や市民団体における方針の立案や決定の場への女性の参画を促進する

主な取り組み	担当局
<p>○ 地域団体や市民団体等における方針決定過程への女性の参画を進めるため、啓発に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 女性の参画に関する地域団体や市民団体への啓発や支援【重点③】(6-3再掲)</li> </ul>	市民局

## 基本目標2 男女共同参画への理解の促進

男女共同参画社会の実現に向けては、人々の意識に根付いている固定的性別役割分担意識や、男女の能力や適性に関する固定観念の解消、人権尊重を基本とした男女平等観の形成などが大きな課題となっています。

平成27年度の市民意識調査では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という固定的性別役割分担意識については「反対」が45.0%で、「賛成」39.4%を上回りました（図表2）。一方、平成26年度の市民意識調査では、社会における男女の地位の平等感に関する問いに対して、多くの分野で「男性優遇」を感じる市民の割合が高く、特に「政治の場」「社会通念・慣習など」「社会全体」では7割以上、「職場」では約6割に上りました（図表3）。広く市民に男女平等意識の浸透を図り、社会全体で男女共同参画への理解を深める必要があります。

人権意識や男女平等意識に基づき男女共同参画を進める基礎として、教育・学習は重要な役割を果たすことから、学校教育において、発達段階に応じた人権教育を進めることはもちろん、子どもから高齢の方まで、ライフステージに応じて、家庭教育や社会教育などの機会を提供していきます。また、男女共同参画推進のための広報・啓発も重要であり、中でも、男性や子ども・若者を対象とした広報・啓発を積極的に展開して、男女共同参画社会の実現によって女性の活躍の幅を広げることが、男性を含めすべての人々がより暮らしやすい社会の実現につながることへの理解を広げていきます。そして、男女共同参画推進センターは、地域における男女共同参画の拠点として、多様な講座の開催や、地域が抱える男女共同参画に関する課題を十分に把握するための調査・研究及び情報収集等に、引き続き取り組んでいきます。

高度情報通信社会の進展により、さまざまなメディアから日々大量の情報が発信され、市民の価値形成に影響を与えています。社会的・文化的に形成される男らしさ・女らしさの概念にとらわれた表現や、性の商品化、女性を暴力の対象とする表現なども多くみられることから、メディアの情報を無批判に受け入れるのではなく、主体的に読み解いていく能力の向上を図る取り組みも進めていきます。

男女共同参画の視点からの相談事業については継続的に実施し、性別による差別や、女性の生活や生き方に関わる問題について幅広く相談に応じます。また、固定的性別役割分担意識は特に男性に根強く残っており、その重圧や仕事中心の生活などから生きづらさを感じ、精神的に孤立しやすい男性からの相談についても、窓口を設けている宮城県や他都市の実績を把握するなど、実態やニーズをはかり、実施に向けた検討を行います。

## ● 施策の方向

男女共同参画への理解の促進

- 1 子どもたちの人権尊重や男女平等の意識を育てる学校教育や、地域における学習機会の充実を図る
- 2 男女共同参画推進のための広報・啓発の充実を図る
- 3 男女共同参画に関する多様な学習機会を提供する
- 4 男女共同参画推進センターと地域との連携による学習機会を拡充する
- 5 メディアにおける男女共同参画への理解を促進する
- 6 男女共同参画の視点からの相談事業を実施する
- 7 男女共同参画に関する調査・研究、情報収集、分析を強化する

## 重点課題・主な取り組み

- ① 男女共同参画に関わる様々な主体との連携による広報・啓発の強化及び学習機会の拡充
  - ▶ 市民団体等との協働による男女共同参画推進イベントの実施
  - ▶ 男女共同参画推進センターにおける講座など学習・研修事業
- ② 男性・子ども・若者への啓発の推進
  - ▶ 男性の家事・育児・介護等への参画に向けた啓発（再掲 基本目標3）
  - ▶ 子どもや若者に向けた広報・啓発

## ● 成果目標・モニタリング指標

項目	現状（直近値）	目標値	目標・指標	担当局等
せんだい男女共同参画財団（以下「財団」）による出前講座の実施数	25件 (26年度)	35件 (32年度)	成果目標	市民局
財団が実施する男女共同参画推進講座の参加者数	3,996人 (直近3年間の平均)	4,500人 (32年度)	〃	市民局
固定的性別役割分担意識* についての反対の割合 ※「反対」または「どちらかと言えば反対」の合計	男性 36.7% 女性 43.0% (26年度)		モニタリング 指標	市民局
男女共同参画推進センターの図書貸出冊数	3,223冊 (26年度)		〃	市民局

## ●事業の概要—施策の方向別の主な取り組み

【重点】：重点課題に関する取り組み  
 (再掲)：基本目標番号—施策の方向番号

### ■施策の方向1

子どもたちの人権尊重や男女平等の意識を育てる学校教育や、地域における学習機会の充実を図る

主な取り組み	担当局
○ 発達段階に応じて、幼児・児童生徒の人権尊重や男女平等の意識を育てる教育の充実を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>子どもの権利に関する意識啓発 (5-1再掲)</b></li> <li>● <b>人権教育の推進 (5-1再掲)</b></li> <li>● <b>中学校や高等学校等への出前講座の実施 (5-1再掲)</b></li> </ul>	市民局 子供未来局 教育局
○ 教職員等の人権尊重や男女平等の意識を高めるため、研修等の充実を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>学校における管理職を対象とした研修</b></li> <li>● <b>教職員向け人権教育研修会の実施</b></li> </ul>	教育局

### ■施策の方向2

男女共同参画推進のための広報・啓発の充実を図る

主な取り組み	担当局
○ 市民に男女平等意識の浸透を図り、社会全体で男女共同参画への理解を深めるため、さまざまな機会を捉えて広報・啓発を行います。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>男女共同参画に関する情報発信</b></li> <li>● <b>男性の家事・育児・介護等への参画に向けた啓発【重点②】 (3-1再掲)</b></li> <li>● <b>適切な機会を捉えた相談窓口等の情報提供</b></li> </ul>	市民局

### ■施策の方向3

男女共同参画に関する多様な学習機会を提供する

主な取り組み	担当局
○ 地域において、男女共同参画に関する様々な学習機会を提供します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>生涯学習に関する学習情報の提供及び学習相談の実施 (6-4再掲)</b></li> <li>● <b>市民センターでの講座</b></li> <li>● <b>社会学級での講座</b></li> <li>● <b>高等学校開放講座</b></li> <li>● <b>幼稚園PTA家庭学級開設補助</b></li> <li>● <b>小学校就学時健診を活用した子育て講座</b></li> </ul>	子供未来局 教育局
○ 男性や若者が参加しやすい学習機会を提供します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>男性が参加しやすいテーマや時間帯を考慮した講座等の実施</b></li> <li>● <b>父親の子育て力支援事業 (3-1再掲)</b></li> <li>● <b>子どもや若者に向けた広報・啓発【重点②】</b></li> <li>● <b>学生のインターンシップ</b></li> </ul>	市民局 子供未来局 教育局



## ■ 施策の方向4

## 男女共同参画推進センターと地域との連携による学習機会を拡充する

主な取り組み	担当局
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 男女共同参画推進センターと地域が連携して学習機会を提供し、男女共同参画への理解を広めます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民団体等との協働による男女共同参画推進イベントの実施【重点①】(6-4再掲)</li> <li>● 男女共同参画推進センターにおける講座など学習・研修事業【重点①】</li> <li>● 男女共同参画に関する出前講座及び講師派遣の実施</li> <li>● 男女共同参画に向けた学習情報の提供</li> </ul> </li> </ul>	市民局

## ■ 施策の方向5

## メディアにおける男女共同参画への理解を促進する

主な取り組み	担当局
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ メディアからの情報を主体的に理解し、活用する能力の向上に向けた取り組みを進めるとともに、男女共同参画の視点に配慮した情報の発信に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民へ向けた意識啓発等の実施</li> <li>● メディアからの情報の読解能力を育むための学校教育の充実</li> <li>● 情報の送り手への意識啓発等の実施</li> <li>● 職員への「行政広報物における表現のガイドライン」の周知</li> </ul> </li> </ul>	市民局 教育局

## ■ 施策の方向6

## 男女共同参画の視点からの相談事業を実施する

主な取り組み	担当局
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 男女共同参画に関する様々な相談に、きめ細かに対応します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● エル・ソーラ仙台における女性相談事業の実施(4-6、5-3再掲)</li> <li>● 性別による差別などに関する相談の実施(4-6再掲)</li> <li>● 男性相談事業の実施に向けた検討(4-6、5-3再掲)</li> </ul> </li> </ul>	市民局

## ■ 施策の方向7

## 男女共同参画に関する調査・研究、情報収集、分析を強化する

主な取り組み	担当局
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 男女共同参画に関する調査・研究や、情報収集に取り組み、地域が抱える課題の分析・把握を進めます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 男女共同参画に関する各種情報の収集・提供</li> <li>● 男女共同参画に関する市民意識調査の実施</li> <li>● 男女共同参画に関する統計情報の公開</li> <li>● 男女共同参画に関する総合的・実践的な調査研究</li> </ul> </li> </ul>	市民局

## 基本目標3 男女の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現

仙台市の人口のピークは平成32年頃と推計されており(図表4)、その後は緩やかな減少局面に転じるものと見込まれています。人口減少社会の到来に伴い、性別に関わりなく働きたい人がやりがいをもって職業生活を送ることのできる社会づくりが求められる一方で、働く世代が担う子育てや介護の負担はますます増加することが見込まれます。こうした中で、あらゆる人が個性と能力を發揮して活躍し、活力ある豊かなまちを実現していくためには、男女が共に仕事と家庭・地域における活動などをバランスよく担うことが必要であり、ワーク・ライフ・バランス\*を図ることがますます重要になっています。

平成26年度の市民意識調査では、生活の中の各活動の優先度について、仕事と個人・家庭生活を共に優先したいと考える人が全体の約4割と最も多くを占めているにもかかわらず、これを実現できていると考える人は約2割にとどまっています。仕事を優先したいと考える人は1割未満ですが、現実には2割以上の人が仕事を優先させていると回答しており、仕事と個人・家庭生活が両立しにくい現実が浮かび上がります(図表5、6)。また、20歳代から50歳代の年齢層に着目すると、男女共に仕事と個人・家庭生活の両方を優先したい人が比較的多いのですが、現実には男性は仕事を、女性は個人・家庭生活を優先しているとの回答が多くみられ、固定的性別役割分担意識との関連が推察されます。子育て期にある30歳代および40歳代の男性は、他の年代に比べて長時間労働の割合が高く、本市の調査においても未就学児のいる男性の家事時間はあまり伸びていません。また、介護の主な担い手は、同居者の場合約7割が女性であるほか(図表7)、晩婚化・晩産化の進行に伴い、子育てと介護が同時進行する「ダブルケア」に直面する女性も増えています。一方で、近年は男性介護者も増加しており、仕事をもちながら親の介護をする中高年男性等の介護離職も課題となっています。男女が互いに責任を分かち合いながら、仕事や家事・育児・介護等へ参画し、地域活動でも活躍できる社会を実現するには、片働き男性正社員を前提とした長時間労働などを特徴とする「男性中心型」の労働慣行を変え、男性の家庭生活、地域活動への参画を社会全体で進めていく視点が不可欠です。

勤労者世帯の過半数が共働き世帯になるなど(図表8)、人々の生き方が多様化する中、こうした変化に対応できる保育環境の整備や介護サービスの充実等の社会的基盤の整備を一層推進するとともに、ライフイベントに応じた柔軟な働き方や、男性の子育て・介護等への参画の拡大、働く男女の健康管理対策の推進に向けて、事業主だけでなく、就業者に対しても普及・啓発に努めていきます。

ワーク・ライフ・バランスの必要性について社会的な理解は進みつつあるものの、これを実現するには、まだ多くの課題が残されています。まずは、事業主としての本市自らが率先して、長時間労働の削減等の「働き方改革」や、男性職員の育児休業の取得促進等に取り組むとともに、企業や経済団体、関係団体、行政等と連携し、こうした取り組みが地域全体に波及するよう施策を推進していきます。

## ● 施策の方向

（ワーク・ライフ・バランス）の  
男女の仕事と生活の調和  
の実現

- 1 男性の家庭生活や地域活動への参画を促進する
- 2 保育や子育て支援の充実を図る
- 3 高齢者や障害者の介護・自立支援の充実を図る
- 4 企業等におけるワーク・ライフ・バランス推進に向けた取り組みの啓発・促進を図る
- 5 男性中心型労働慣行の改革を推進する（再掲・基本目標4）
- 6 働く男女の健康管理対策を推進する

### 重点課題・主な取り組み

- ① 市の職員のワーク・ライフ・バランスの推進
  - ▶ 職場で取り組む子育て推進プログラム\*の推進
  - ▶ 女性職員活躍推進プラン\*の推進
- ② 男性の家事・子育て・介護等への参画の促進
  - ▶ 男性の家事・育児・介護等への参画に向けた啓発（再掲 基本目標2）
  - ▶ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた各種講座の充実
- ③ 保育サービスの拡充と多様な子育て支援の展開
  - ▶ 保育所整備事業
  - ▶ 幼稚園預かり保育事業
  - ▶ 一時預かりや延長保育など多様な保育サービス事業
  - ▶ 放課後児童健全育成事業\*・放課後子ども教室\*等事業

## ●成果目標・モニタリング指標

項目	現状（直近値）	目標値	目標・指標	担当局等
「ワーク・ライフ・バランス」という用語の認知度	59.4% (26年度)	100% (32年度)	成果目標	市民局
未就学児を持つ男性の一日の平均家事時間（仕事がある日）	101分 (26年度)	120分以上 (32年度)	〃	市民局
男性が参加しやすい介護研修の参加者数の予定人数比 ※夜間または土・日曜日開催	介護ナイター講座 113% 土・日曜日に実施する介護講座 156% (26年度)	予定人数の 100% (32年度)	〃	健康福祉局
市役所における男性職員の育児休業取得率	12.2% (部分休業を含む) (26年度)	15%以上 (31年度)	〃	総務局
保育施設等の利用定員数	17,321人 (27年度当初)	19,963人 (32年度当初)	〃	子供未来局
保育所等の一時預かり延べ利用者数	71,786人 (26年度)	86,308人 (32年度)	〃	子供未来局
保育所等の延長保育利用者数	4,589人 (26年度)	4,817人 (32年度)	〃	子供未来局
病児・病後児保育実施施設数	4 (26年度)	5 (32年度)	〃	子供未来局
介護保険関連施設の定員	3,770人 (27年4月1日現在)	4,470人 (29年度末)	〃	健康福祉局
保育施設等入所待機児童数	419人 (27年4月1日現在)		モニタリング 指標	子供未来局
既婚女性の結婚・妊娠・出産・育児をきっかけとする退職経験の有無	55.2% (26年度)		〃	市民局
介護・看護時間の男女比（介護をしている者対象） （総務省「社会生活基本調査」）	男性 24.5% 女性 74.5% (23年・全国)		〃	
宮城県内における女性活躍推進法に基づく認定の取得企業数	平成28年度 制度開始		〃	
宮城県内における次世代認定マーク（くるみん、プラチナくるみん）取得企業数	23件 (27年4月)		〃	
宮城県「女性のチカラを活かす企業」認定企業数	455社 (27年4月1日現在)		〃	

## ●事業の概要—施策の方向別の主な取り組み

【重点】：重点課題に関する取り組み  
（再掲）：基本目標番号—施策の方向番号

## ■施策の方向1

## 男性の家庭生活や地域活動への参画を促進する

主な取り組み	担当局
○ 男性の家事・育児・介護等への主体的な参画を促すため、様々な機会を捉えて広報・啓発を行うとともに、スキルアップ講座等を実施します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 男性の家事・育児・介護等への参画に向けた啓発【重点②】 (2-2再掲)</li> <li>● 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた各種講座の充実【重点②】</li> <li>● 男性が参加しやすい介護研修の充実</li> <li>● 母親教室・両親教室の充実（5-8再掲）</li> <li>● 父親の子育て力支援事業（2-3再掲）</li> <li>● PTA活動等への父親の参加促進</li> </ul>	市民局 健康福祉局 子供未来局 教育局

## ■施策の方向2

## 保育や子育て支援の充実を図る

主な取り組み	担当局
○ 保育施設等入所待機児童の解消に向けて、保育施設等の整備等を計画的に進めます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 保育所整備事業【重点③】</li> <li>● 認定こども園整備補助</li> <li>● 家庭的保育事業</li> <li>● 小規模保育事業</li> <li>● 事業所内保育事業</li> <li>● せんだい保育室事業</li> </ul>	子供未来局
○ 多様な保育ニーズに対応するため、延長保育や休日保育、病児・病後児保育など、保育サービスの充実を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 子育て支援ショートステイ事業</li> <li>● 病児・病後児保育事業</li> <li>● 幼稚園預かり保育事業【重点③】</li> <li>● 一時預かり事業【重点③】</li> <li>● 延長保育（2時間以上）事業【重点③】</li> <li>● 休日保育事業</li> <li>● 地域での子育て支援団体に対する活動支援（6-5再掲）</li> <li>● 子育てふれあいプラザ（のびすく）*運営事業（6-5再掲）</li> <li>● 仙台すくすくサポート事業（6-5再掲）</li> <li>● 保育所地域子育て支援事業（6-5再掲）</li> <li>● 幼稚園地域子育て支援事業（6-5再掲）</li> <li>● 市などが行う催事の際の託児の充実</li> </ul>	子供未来局 全局
○ 子どもたちの放課後等の安全な居場所の確保・充実に取り組みます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 放課後児童健全育成事業*【重点③】</li> <li>● 児童館整備事業</li> <li>● 放課後子ども教室*等事業【重点③】</li> </ul>	子供未来局 教育局

### ■ 施策の方向3

#### 高齢者や障害者の介護・自立支援の充実を図る

主な取り組み	担当局
<p>○ 多様化・複雑化する保健福祉のニーズや課題に対応するため、各区保健福祉センターや各専門機関等における相談支援事業の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 区保健福祉センターにおける障害者総合相談窓口の充実</li> <li>● 区保健福祉センターにおける高齢者総合相談窓口の充実</li> <li>● 地域包括支援センターにおける総合相談窓口の充実</li> </ul>	健康福祉局 各区
<p>○ 介護を必要とする方とその家族が、安心して在宅生活を継続できるための支援の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 特別養護老人ホームにおける緊急ショートステイの実施</li> <li>● 認知症高齢者等の家族教室の開催</li> <li>● 障害者家族支援等推進事業（レスパイトサービス）</li> <li>● 障害児放課後ケア事業の拡充</li> </ul>	健康福祉局

### ■ 施策の方向4

#### 企業等におけるワーク・ライフ・バランス推進に向けた取り組みの啓発・促進を図る

主な取り組み	担当局
<p>○ 働く男女のワーク・ライフ・バランスの実現に向け、企業等に対する広報・啓発を行うとともに、企業等の取り組みを支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ワーク・ライフ・バランス推進に関するセミナーや出前講座の実施</li> <li>● 「働くみなさんのためのガイドブック」の発行（4-3再掲）</li> <li>● ワーク・ライフ・バランスや女性活躍を推進している企業への優遇措置の導入（1-3、4-5再掲）</li> </ul>	市民局 子供未来局
<p>○ 市自らが率先して、職員のワーク・ライフ・バランスの推進に取り組めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 職場で取り組む子育て推進プログラムの推進【重点①】</li> <li>● 女性職員活躍推進プランの推進【重点①】</li> </ul>	総務局 全局

## ■ 施策の方向5

## 男性中心型労働慣行の改革を推進する（再掲）

主な取り組み	担当局
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 長時間労働などを特徴とする「男性中心型」の労働慣行の改革に取り組みます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 経済団体、行政等による協議会の設置（1-3、4-7再掲）</li> <li>● 企業に対するワーク・ライフ・バランス及び女性活躍推進の広報・啓発（1-3、4-7再掲）</li> </ul> </li> </ul>	市民局 子供未来局

## ■ 施策の方向6

## 働く男女の健康管理対策を推進する

主な取り組み	担当局
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職業生活を心身共に健康に営めるよう、働く男女の健康管理対策に取り組みます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 区保健福祉センターにおけるこころの健康相談の実施（4-6再掲）</li> <li>● こころの電話相談（はあとライン・ナイトライン）の実施（4-6再掲）</li> <li>● 自殺予防対策事業の推進（4-6再掲）</li> <li>● 女性医療相談の実施（4-6、5-8再掲）</li> </ul> </li> </ul>	健康福祉局 各区

## 基本目標4 男女が共にいきいきと働ける労働環境づくり

就業は生活の経済的基盤であり、また、働くことは自己実現にもつながることから、就業を望む人が性別に関わりなく、希望に応じた働き方ができる社会づくりが男女共同参画の視点からも重要です。少子高齢化やグローバル化などの社会情勢の変化に対応していくため、企業等においても、性別、年齢、国籍などの属性にかかわらずその能力を発揮できる環境づくりが重視されつつあり、ダイバーシティ\*の考えに基づき組織の活力や競争力を高めていこうとする企業も目立ってきました。しかし、いまだ、女性活躍の阻害要因として、固定的性別役割分担意識や性差による差別、固定観念、さまざまな社会制度・慣行が根強く残っており、働く場においては年功的な処遇や長時間労働、既婚女性の非正規雇用を中心とする働き方などが特徴としてみられます。

平成26年度の市民意識調査では、女性が働くことについて、「子どもができて、ずっと働き続ける方がよい」という「就業継続型」を支持する人の割合は、年代別では男女ともに30歳代で最も高く、女性では約半数、男性でも4割以上に上り、子育て世代において就業継続希望が強い傾向がみられます（図表9）。一方で、市内では出産や育児を機に約6割の女性が退職しており、女性の年齢階級別の労働力率の「M字カーブ\*」は解消されていません（図表10、11）。さらに、家族の介護や看護を理由とした離職・転職者は、平成23年10月からの1年間に全国で約10万人に上っており、うち約8割は女性であることが社会問題化しています。希望する全ての女性が職業生活において活躍できるよう、就業継続や再就職への支援、働く女性の能力開発の機会の提供およびネットワークづくり等を進め、働く場において女性が能力を発揮できる環境づくりを推進していくことが必要であり、企業や経済団体、行政等と連携し一体となって、実効性ある取り組みを進めていきます。また、多様で柔軟な働き方を選択できる社会の実現に向けては、起業家や自営業者、農業者などに対する支援も必要です。特に本市は、「日本一起業しやすいまち」の実現を目指しており、起業に関わる支援は、地域経済の活性化の面だけでなく、男女共同参画の視点においても推進が求められることから、相談事業や専門家による支援などに引き続き取り組みます。

近年は、男女共に若年層の離職率の高さや、就業する意思のない若者の増加が課題となっています。また、男女共に雇用者全体に占める非正規雇用者の割合が上昇傾向にあり、特に女性については、雇用者の過半数を占めている状況です（図表12）。将来を担う若者の確かな勤労観や職業観を育成する教育の充実を図るとともに、非正規の雇用形態が女性やひとり親家庭の貧困、子どもへの貧困の連鎖、男女の格差拡大など様々な社会的課題の要因ともなり得ることを認識し、誰もが安心して働くことができる雇用環境や待遇確保に向けて、市として他機関と連携し、どのように取り組んでいくことができるか、検討を進めていきます。



## ●施策の方向

男女が共にいきいきと働ける  
労働環境づくり

- 1 子どもや若者の確かな勤労観・職業観を育成する教育を推進する
- 2 若者や女性の自立や就業を支援する
- 3 雇用における男女の均等な機会及び待遇確保に向けた取り組みを促進する
- 4 起業家や自営業に従事する女性を支援する
- 5 働く女性の能力発揮に向けた取り組みを支援する
- 6 働く男女のための相談事業を実施する
- 7 男性中心型労働慣行の改革を推進する（再掲・基本目標3）

### 重点課題・主な取り組み

- ① **働く女性の活躍や多様な働き方への支援**
  - ▶ 企業における女性人材育成に係る支援（再掲 基本目標1）
  - ▶ 働く女性向けセミナー及び交流会の開催
  - ▶ 仙台市起業支援センター「アシ☆スタ」\*における起業支援
- ② **経済団体や関係団体、行政等の連携・協力による取り組みの強化**
  - ▶ 経済団体、行政等による協議会の設置（再掲 基本目標1）
  - ▶ 企業に対するワーク・ライフ・バランス及び女性活躍推進の広報・啓発（再掲 基本目標1）

## ●成果目標・モニタリング指標

項目	現状（直近値）	目標値	目標・指標	担当局等
働く女性向けの事業参加者数	320人 (26年度)	5年間延べ 2,000人 (32年度)	成果目標	市民局
起業相談件数	男性499人 女性537人 (26年度)		モニタリング 指標	経済局
25歳～44歳の女性の有業率 ※総務省「就業構造基本調査」	68.5% (24年仙台市)		〃	
宮城県における労働者の 平均年齢・平均勤続年数 ※宮城県「労働実態調査」	平均年齢 男性 42.7歳 女性 38.9歳 平均勤続年数 男性 14.1年 女性 10.5年 (26年)		〃	

## ●事業の概要—施策の方向別の主な取り組み

【重点】：重点課題に関する取り組み  
 (再掲)：基本目標番号—施策の方向番号

### ■施策の方向1

子どもや若者の確かな勤労観・職業観を育成する教育を推進する

主な取り組み	担当局
○ 児童生徒が人や社会との関わり方を主体的に考え、将来の社会的・職業的自立に必要な態度や能力を育むための教育を推進します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「仙台自分づくり教育」の推進</li> <li>● 楽学プロジェクト</li> <li>● インターンシップ推進事業</li> </ul>	教育局
○ 若者の勤労観・職業観を育成するとともに、雇用のミスマッチの解消を図るための取り組みを推進します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 無職少年の就労支援対策事業</li> <li>● ジョブ・トライアル事業</li> </ul>	子供未来局 経済局

### ■施策の方向2

若者や女性の自立や就業を支援する

主な取り組み	担当局
○ 関係機関との連携の下、若者や女性の就業を支援する取り組みを推進します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 仙台市ひとり親家庭相談支援センター事業 (6-6再掲)</li> <li>● 若年女性無業者の自立支援事業</li> <li>● 求職者と求人企業のマッチング支援</li> <li>● キャリア・コンサルティングの実施</li> <li>● 学生等対象の合同企業説明会等の実施</li> </ul>	市民局 子供未来局 経済局

### ■施策の方向3

雇用における男女の均等な機会及び待遇確保に向けた取り組みを促進する

主な取り組み	担当局
○ 安心して働ける雇用環境や待遇の確保を図るため、広報・啓発の充実に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「働くみなさんのためのガイドブック」の発行 (3-4再掲)</li> <li>● 職場における男女共同参画の推進を阻害する慣行の解消に向けた働き掛けの実施</li> </ul>	市民局

### ■施策の方向4

起業家や自営業に従事する女性を支援する

主な取り組み	担当局
○ 起業を目指す人や創業間もない企業経営者等に対して、情報提供やネットワークづくりなどの多面的な支援を行います。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 仙台市起業支援センター「アシ☆スタ」*における起業支援【重点①】</li> <li>● 起業家への開業後の事業継続・拡大支援</li> <li>● 起業に関する啓発や機運の醸成</li> <li>● コミュニティビジネス、ソーシャルビジネスの啓発・促進</li> </ul>	経済局

<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 多様で柔軟な働き方を選択できる社会の実現に向けて、農業や自営業等に従事する女性への支援を行います。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 農業者を対象としたセミナーや講座等の実施</li> <li>● 女性農業者の育成</li> <li>● 自営業従事者に対する情報提供や交流機会の拡大</li> </ul> </li> </ul>	市民局 経済局
---	------------

### ■ 施策の方向5

#### 働く女性の能力発揮に向けた取り組みを支援する

主な取り組み	担当局
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 企業等において女性が能力を発揮し、いきいきと働けるよう、女性の人材育成や登用促進を支援します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 企業における女性人材育成に係る支援【重点①】(1-3再掲)</li> <li>● 男女共同参画推進センターにおける女性活躍推進に係る支援(1-3再掲)</li> <li>● 企業への出前研修の実施</li> <li>● ワーク・ライフ・バランスや女性活躍を推進している企業への優遇措置の導入(1-3、3-4再掲)</li> </ul> </li> </ul>	市民局
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 働きたい女性が能力を発揮し、いきいきと働けるよう、女性のキャリアアップとネットワークづくりを支援します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 働く女性向けセミナー及び交流会の開催【重点①】(1-3再掲)</li> <li>● 女性のためのキャリア形成事業</li> </ul> </li> </ul>	市民局

### ■ 施策の方向6

#### 働く男女のための相談事業を実施する

主な取り組み	担当局
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職業生活における悩みや困り事等の解消を目指して、働く男女の相談事業の充実を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 仙台市労働相談室における相談事業の実施(5-5再掲)</li> <li>● 区保健福祉センターにおけるこころの健康相談の実施(3-6再掲)</li> <li>● 自殺予防対策事業の推進(3-6再掲)</li> <li>● こころの電話相談(はあとライン・ナイトライン)の実施(3-6再掲)</li> <li>● エル・ソーラ仙台における女性相談事業の実施(2-6、5-3再掲)</li> <li>● 性別による差別などに関する相談の実施(2-6再掲)</li> <li>● 女性医療相談の実施(3-6、5-8再掲)</li> <li>● 男性相談事業の実施に向けた検討(2-6、5-3再掲)</li> </ul> </li> </ul>	市民局 健康福祉局

### ■ 施策の方向7

#### 男性中心型労働慣行の改革を推進する(再掲)

主な取り組み	担当局
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 長時間労働などを特徴とする「男性中心型」の労働慣行の改革に取り組めます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 経済団体、行政等による協議会の設置【重点②】(1-3、3-5再掲)</li> <li>● 企業に対するワーク・ライフ・バランス及び女性活躍推進の広報・啓発【重点②】(1-3、3-5再掲)</li> </ul> </li> </ul>	市民局 子供未来局

## 基本目標5 女性に対する暴力の根絶・生涯を通じた健康支援

男女共同参画の推進は、人間としての尊厳が重んぜられることが前提であり、男女がその個性と人権を尊重し合うことが不可欠です。ドメスティック・バイオレンス(DV)\*やセクシュアル・ハラスメント\*、性暴力などは重大な人権侵害であり、どんな場合であっても決して許されるものではありません。しかし、夫から妻への暴力の検挙件数は年々増加傾向にあるほか、近年はSNS\*などインターネット上のコミュニケーションツールの広がりに伴い、暴力の多様化や若年層への被害拡大も見られます。また、女性や子どもに対する性的な暴力の被害も、深刻な状況にあることが明らかになっています。

被害者の多くは女性であり、その背景には男女の社会的地位や経済力の格差、固定的性別役割分担意識などの社会的・構造的な問題があるとされ、男女共同参画社会の実現に向けて克服しなければならない大きな課題です。

宮城県は、DVとストーカー\*の認知件数が共に全国最多\*となっており、本市の配偶者暴力相談支援センター事業\*の相談件数も年々増加傾向にあります(図表13)。一方で、市民意識調査では、相談窓口の認知度が低いことが明らかとなっていることから(図表14)、配偶者暴力相談支援センター事業を中心とした相談体制の充実を図るとともに、被害者支援の入り口となる各種相談窓口の周知の強化に努めています。

DV被害者の自立に向けては、被害の把握から保護・自立に至るまでの切れ目のない支援体制の構築が必要であり、配偶者暴力相談支援センター事業担当課間の連携による着実な事業の実施はもとより、宮城県や宮城県警、関係団体など、外部の機関・団体との連携強化に努めています。また、全国的にDV被害者の居所情報の漏えいが後を絶たず、深刻な事態に発展するケースも発生していることから、個人情報を取り扱う関係部署の連携により、被害者情報の保護の徹底を図ります。このほか、一時保護に至るまでの間や、一時保護後の心の回復と自立に向けた準備期間にある被害者の安全な居所の確保についても検討していきます。

男女共同参画推進センター\*では、様々な自立支援事業を実施していますが、庁内外の相談窓口や民間の支援団体とも協力しながら、これらの事業をさらに充実させていきます。また、女性への暴力が単に個人や家庭の問題として見過ごされることのないよう、予防啓発と教育の一層の充実を図り、市民一人一人にDV被害の実態や相談窓口等に関する理解と知識を広め、地域に支援の輪を広げる取り組みを推進します。併せて、社会的な関心が高まりつつある加害者更生についても、国における検討状況や民間の取り組み状況などの情報収集に努めます。

労働局雇用均等室に寄せられる男女雇用機会均等法\*に関する相談は年々増えており、その約半数はセクシュアル・ハラスメントに関するものです。また、全国の都道府県労働局等に設置された総合労働相談コーナーに寄せられる相談内容では、パワー・ハラスメント\*に関するものが最も多く、近年増加傾向にあります。このほか、女性が妊娠や出産を理由に退職を迫られるなどのマタニティ・ハラスメント\*や、育児休業等を理由とする男性に対する不利益取り扱い等も問題となっています。こうした様々

なハラスメントは、男性・女性を問わず人格や尊厳を傷つけ、職場をはじめ周囲の環境も悪化させる行為であることから、その防止に向けて、企業や学校などで継続的に普及啓発に取り組んでいきます。

男女が、身体的性差について十分に理解し、お互いの人権を尊重しながら主体的に行動するためには、心身及び健康について正確な知識と情報を把握するとともに、的確な医療や健康支援を受けることが必要です。特に女性は、妊娠・出産や女性特有の疾患などがあり、男性とは異なる健康上の問題に直面することについて、男女共に理解が必要であると同時に、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）\*の視点も重要であることから、効果的な啓発に努めていきます。さらに、就業している女性の増加や晩婚化等、女性の健康に関わる環境の変化に応じた対策にも、併せて取り組んでいきます。

※2010年から5年連続。人口10万人当たり認知件数

## ●施策の方向

女性に対する暴力の根絶・生涯を通じた健康支援

- 1 人権尊重や非暴力の観点からの教育の充実を図る
- 2 DVの予防と根絶に向けた啓発と相談窓口周知の強化を図る
- 3 DV相談対応の充実と関係機関の連携強化を図る
- 4 DV被害者の自立に向けた支援の拡充を図る
- 5 あらゆるハラスメントの防止対策を推進する
- 6 女性や子どもへの性暴力の根絶に向けた対策を推進する
- 7 男女平等の視点に立った性に関する体系的な教育・啓発の充実を図る
- 8 生涯を通じた女性の心身の健康支援を行う

## 重点課題・主な取り組み

- ① **人権尊重、DVの根絶と被害者支援に向けた啓発の推進**
  - ▶ 中学校や高等学校等への出前講座の実施
  - ▶ 若年層への啓発の充実
- ② **相談窓口のさらなる周知と相談機能の充実**
  - ▶ DV防止啓発リーフレットや市ホームページ等による各種相談窓口の一層の周知
  - ▶ 家庭相談員等職員研修の実施
  - ▶ カウンセリングの研修など相談員研修の実施
- ③ **被害者支援のための関係機関の連携強化**
  - ▶ 宮城県との連絡体制の構築
  - ▶ 警察との連携強化
  - ▶ 関係部署の連携によるDV被害者情報の保護
- ④ **地域における被害者支援の輪の拡大**
  - ▶ DV防止市民講座の実施
  - ▶ 被害者支援に関わる人材の育成

## ●成果目標・モニタリング指標

項目	現状（直近値）	目標値	目標・指標	担当局等
DVを受けた後に、相談した人の割合	男性9.1% 女性58.0% (27年度)	男性30% 女性70% (32年度)	成果目標	市民局
DV防止法の認知度 ※「法律があることも、その内容も知っている」と「法律があることは知っているが内容はよく知らない」の合計	89.7% (27年度)	100% (32年度)	〃	市民局
仙台市「女性への暴力相談電話」の認知度	39.9% (27年度)	50% (32年度)	〃	市民局
仙台市におけるDVに関する相談件数	2,508件 (26年度)		モニタリング指標	市民局
婦人相談所一時保護所への送致件数	14件 (26年度)		〃	子供未来局
住民基本台帳事務におけるDV被害者の支援措置申出件数	568件 (26年度)		〃	市民局
宮城県警におけるDVに関する相談受理件数	2,254件 (26年度)		〃	
宮城県女性相談センターにおけるDVに関する相談件数	1,014件 (26年度)		〃	
仙台地方裁判所におけるDV防止法に基づく保護命令*の新規受理件数	131件 (26年)		〃	

## ●事業の概要—施策の方向別の主な取り組み

【重点】：重点課題に関する取り組み  
【再掲】：基本目標番号—施策の方向番号

## ■施策の方向1

人権尊重や非暴力の観点からの教育の充実を図る

主な取り組み	担当局
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発達段階に応じて、幼児・児童生徒の人権尊重の意識を育てるための教育の充実を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 子どもの権利に関する意識啓発（2-1再掲）</li> <li>● 人権教育の推進（2-1再掲）</li> </ul> </li> </ul>	子供未来局 教育局
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ DVやデートDV*の防止のため、若年層への広報・啓発に取り組みます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 中学校や高等学校等への出前講座の実施【重点①】（2-1再掲）</li> <li>● 若年層への啓発の充実【重点①】</li> </ul> </li> </ul>	市民局

## ■施策の方向2

DVの予防と根絶に向けた啓発と相談窓口周知の強化を図る

主な取り組み	担当局
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ DVに関する広報・啓発を積極的に展開し、予防と根絶の取り組みを強化します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● DV防止に向けた地域における出前講座などの実施</li> <li>● DV防止啓発リーフレットや市ホームページ等による各種相談窓口の一層の周知【重点②】</li> <li>● 外国人女性に対する相談窓口の情報提供</li> <li>● DV防止キャンペーンの実施</li> </ul> </li> </ul>	市民局

## ■施策の方向3

DV相談対応の充実と関係機関の連携強化を図る

主な取り組み	担当局
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ DV被害に関する相談対応の充実と、支援体制の強化を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 仙台市配偶者暴力相談支援センター事業の実施</li> <li>● 家庭相談員等職員研修の実施【重点②】</li> <li>● カウンセリングの研修など相談員研修の実施【重点②】</li> <li>● エル・ソーラ仙台における女性相談事業の実施（2-6、4-6再掲）</li> <li>● 男性相談事業の実施に向けた検討（2-6、4-6再掲）</li> </ul> </li> </ul>	市民局 子供未来局
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ DV被害を的確に把握し、適切な支援に結び付けるため、関係機関や地域住民との連携を強化します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 宮城県との連絡体制の構築【重点③】</li> <li>● 警察との連携強化【重点③】</li> <li>● DV防止市民講座の実施【重点④】</li> </ul> </li> </ul>	市民局 子供未来局

## 施策の方向4

### DV被害者の自立に向けた支援の拡充を図る

主な取り組み	担当局
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ DV被害者に、相談から安全の確保、自立に至るまでの切れ目のない支援を提供します。           <ul style="list-style-type: none"> <li>● 一時保護措置に至るまでの間の被害者の安全確保策の実施</li> <li>● 母子生活支援施設緊急一時保護事業の実施</li> <li>● 民間シェルター活動支援</li> </ul> </li> </ul>	市民局 子供未来局
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ DV被害者の自立を支援するため、心理面の回復や住宅の確保、就業の促進等に取り組みます。           <ul style="list-style-type: none"> <li>● 被害者の心理面の回復に向けたカウンセリング等の実施</li> <li>● 精神保健福祉総合センターにおける精神保健相談の実施</li> <li>● DV被害者の市営住宅申込資格要件の緩和</li> <li>● 地域での居場所づくりの検討</li> <li>● ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業（6-6再掲）</li> <li>● ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業（6-6再掲）</li> <li>● DV被害者の就業等に向けた支援</li> <li>● 被害者支援に関わる人材の育成【重点④】</li> <li>● 自助グループの育成・支援</li> <li>● 中間支援施設（ステップハウス）のあり方の検討</li> </ul> </li> </ul>	市民局 健康福祉局 子供未来局 都市整備局
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ DV被害者の安全安心な暮らしを守るため、居所情報の保護を徹底し、適切な行政サービスを提供します。           <ul style="list-style-type: none"> <li>● DV等支援措置対象者情報の共有推進</li> <li>● 関係部署の連携によるDV被害者情報の保護【重点③】</li> <li>● 「DV対応の手引」の充実</li> <li>● 関連業務担当者研修の実施</li> <li>● 税証明の発行・固定資産課税台帳閲覧の制限</li> <li>● 住民票の写し等の発行・閲覧の制限</li> <li>● 被害者の国民健康保険加入の配慮</li> <li>● 児童と同居する被害者への児童手当の支給</li> </ul> </li> </ul>	財政局 市民局 健康福祉局 子供未来局

## 施策の方向5

### あらゆるハラスメントの防止対策を推進する

主な取り組み	担当局
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 企業や学校等におけるセクシュアル・ハラスメント防止のため、啓発・研修に取り組みます。           <ul style="list-style-type: none"> <li>● 企業等への出前研修の実施</li> <li>● 学校での教職員向けセクシュアル・ハラスメント研修の実施</li> <li>● 社会福祉施設等へのセクシュアル・ハラスメント防止に向けた取り組みの要請</li> </ul> </li> </ul>	市民局 健康福祉局 教育局
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係機関と連携して、ハラスメント等による人権侵害に係る相談に対応するとともに、相談窓口の周知に努めます。           <ul style="list-style-type: none"> <li>● 仙台市労働相談室における相談事業の実施（4-6再掲）</li> <li>● 「性別による差別等に関する相談窓口」における相談の対応及び相談窓口の周知</li> </ul> </li> </ul>	市民局



## ■ 施策の方向6

## 女性や子どもへの性暴力の根絶に向けた対策を推進する

主な取り組み	担当局
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民や地域団体などと連携して啓発に取り組み、性犯罪を許さない社会環境を醸成します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 女性や子どもに対する暴力の防止啓発リーフレット等の作成・配布</li> <li>● 性犯罪を許さない社会環境の醸成</li> <li>● 「性暴力被害相談支援センター宮城」との情報交換</li> <li>● 学校における不審者に係る情報提供</li> </ul> </li> </ul>	市民局 教育局

## ■ 施策の方向7

## 男女平等の視点に立った性に関する体系的な教育・啓発の充実を図る

主な取り組み	担当局
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発達段階に応じて、児童生徒が性に関する正しい知識を身に付けるための教育を推進するとともに、悩みを抱える児童生徒の相談に対応します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 思春期保健の推進</li> <li>● 小・中学校におけるさまざまな教科や学級活動と関連付けた性教育の実施</li> <li>● 小・中学校への出前講座の実施</li> <li>● 教育関係者に向けた性感染症に関する情報発信</li> <li>● 家庭教育推進のための講座事業</li> <li>● ヤングテレホン相談・面接相談・メール相談</li> </ul> </li> </ul>	健康福祉局 子供未来局 教育局

## ■ 施策の方向8

## 生涯を通じた女性の心身の健康支援を行う

主な取り組み	担当局
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 女性のライフステージに応じた心身の健康づくりを支援します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 女性のがん検診受診の啓発</li> <li>● 喫煙率低下に向けた取り組み</li> <li>● 女性医療相談の実施（3-6、4-6再掲）</li> <li>● HIV検査・性感染症検査の実施、相談事業の充実</li> <li>● エイズ予防の啓発</li> <li>● 子育て中の女性のための健康支援教室</li> <li>● 性差に応じた健康支援</li> <li>● 女性特有の病気を経験・克服した人たちの自助グループに対する育成支援</li> </ul> </li> </ul>	市民局 健康福祉局 子供未来局
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 妊産婦保健指導や妊産婦訪問指導などを通して、妊娠・出産に関わる健康支援に取り組みます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 妊婦健康診査</li> <li>● 新生児等訪問指導</li> <li>● 母親教室・両親教室の充実（3-1掲載）</li> </ul> </li> </ul>	子供未来局

## 基本目標6 復興・未来へつなぐまちづくりにおける男女共同参画

平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災では、市内で最大震度6強を記録した巨大地震と、千年に一度ともいわれる津波の被害により、約1千名の市民が犠牲となり、最大時に10万人が避難所に避難する深刻な被害がもたらされました。避難所の運営においては、町内会を中心に多くの面で市民力が発揮されましたが、地域のリーダーのほとんどが男性であり、女性や子どもたちのニーズに配慮した運営が行われにくく、さまざまな課題が顕在化しました。このことは、平素から女性が発言権を持ってまちづくりに参画し、リーダーシップを発揮していくことの必要性を強く認識する契機となりました。一方で、女性たちによる被災女性の支援活動や、応急仮設住宅における女性たちのコミュニティづくりの活動は、女性が持つ潜在力や多様なリーダーシップの可能性を垣間見る機会となりました。

震災の教訓を踏まえ、平成25年4月に全面修正された仙台市地域防災計画には、基本方針として「男女共同参画の視点を取り入れた災害対策」が明記されたほか、避難所運営委員会への女性の参画や、女性等に配慮した物資の備蓄、災害時における女性支援センターの設置など、さまざまな項目が盛り込まれました。また、震災後に養成を始めた「仙台市地域防災リーダー」に占める女性の割合も、平成27年度末までに24.7%（144人）となり、それぞれの視点で啓発・教育活動に取り組むなど、地域防災における女性の参画は着実に広がっています。

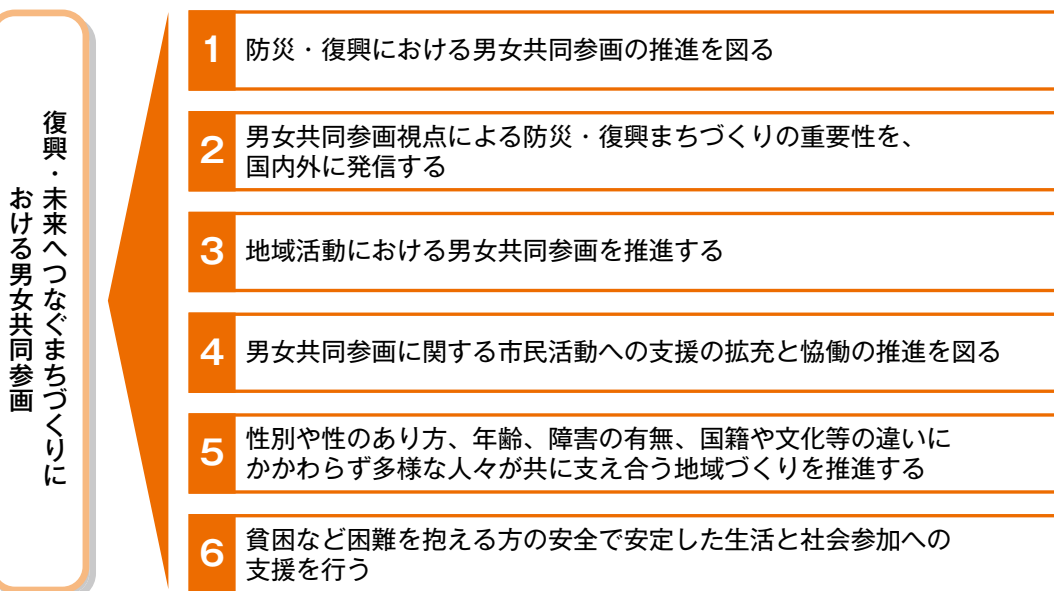
平成27年3月に市内で開催された第3回国連防災世界会議で採択された、国際社会における新しい防災対策の行動指針「仙台防災枠組2015-2030\*」には、女性や障害のある方などこれまでは災害リスクが高く、配慮が必要な存在としてのみ認識されてきた人々を、防災・減災を担う主体として、政策・計画・基準の企画立案や実施に参画させることや、女性や若者のリーダーシップを促進させることなどが明記されました。「仙台」の名を冠するこの枠組が世界全体で推進されるよう、会議の開催都市として先駆けた取り組みを進めていきます。

仙台市では震災後、震災復興需要や被災地からの避難者の流入などの影響を受け、人口の増加が続いていますが、今後は緩やかな減少局面に転じ、人口減少社会の到来は避けがたい状況です。すでに、人口減や高齢化が進む地域もみられ、地域活動の担い手不足や役員の高齢化が進んでいます。今後とも豊かで活力ある地域づくりに向け、若い世代も含めて男女が共に主体的に地域活動に参加できるような働き掛けを行うとともに、多様な主体の中から多様なリーダーを育成する取り組みを進めます。

また、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりに向けては、ひとり親世帯、高齢の方、障害のある方、外国人、貧困などの生活上の困難を抱える方の健康維持や、生活の安定に向けた支援が必要です。平成27年4月には、生活困窮者自立支援法が施行され、自立相談支援事業の実施が義務付けられるなど、自治体には支援体制の強化が求められています。とりわけ女性は、出産や育児による就業の中断や非正規雇用の多さ、能力や人間関係の不安からの不就業などにより、年齢を問わず貧困などの困難に陥りやすいことから、セーフティネットの機能として、そうした困難への対応や防止のための取り組みを進めていきます。さらに、性的指向\*や性同一性障害\*等、

多様な性のあり方を理由とした社会的偏見や差別をなくすため、理解の促進に取り組むとともに、性的少数者\*への支援のあり方についても、市民団体等との協働により検討を進めます。

## ●施策の方向



### 重点課題・主な取り組み

- ① **女性をはじめ多様な人々が地域活動に関わるための情報提供や環境整備**
  - ▶ 男女共同参画に向けた市民活動を促進するための情報提供や支援
  - ▶ 男女共同参画推進センターにおける活動・交流スペースの提供
- ② **地域防災や復興まちづくりを担う女性の人材育成及びネットワークの構築**
  - ▶ 防災・まちづくり女性人材育成プログラムの開発・実施
- ③ **男女共同参画の視点を反映した防災・復興活動の国内外に向けた発信**
  - ▶ 女性と防災をテーマとしたイベントの開催
  - ▶ 震災復興と男女共同参画をテーマにした広報誌の発行
- ④ **就業・生活の安定を通じた自立に向けた取り組みの実施**
  - ▶ 自立相談支援事業
  - ▶ 仙台市ひとり親家庭相談支援センター事業

## ● 成果目標・モニタリング指標

項目	現状（直近値）	目標値	目標・指標	担当局等
防災・まちづくり女性人材育成プログラム参加者数	28年度 事業開始	5年間で 100人 (32年度)	成果目標	市民局
仙台防災未来フォーラム及び関連行事への参加者数	2,000人 (27年度)	2,600人 (30年度)	〃	まちづくり 政策局
「仙台市地域防災リーダー」養成講習を修了した女性の数	144人 (全体の24.7%) (27年度末)		モニタリング 指標	危機管理室
男女共同参画推進センターにおける市民活動スペース等の延べ利用者数	エル・パーク仙台 (市民活動スペース) 28,271人 エル・ソーラ仙台 (市民交流・図書 資料スペース) 137,567人 (26年度)		〃	市民局
「仙台市生活自立・仕事相談センター わんすてっぷ」における新規相談件数	363件 (26年度) ※モデル事業として 実施（青葉区のみ）		〃	健康福祉局
「ひとり親家庭相談支援センター」における相談延べ件数	348件 (26年度)		〃	子供未来局

## ● 事業の概要—施策の方向別の主な取り組み

【重点】：重点課題に関する取り組み  
 (再掲)：基本目標番号—施策の方向番号

## ■ 施策の方向1

防災・復興における男女共同参画の推進を図る

主な取り組み	担当局
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 男女共同参画の視点に立った地域防災・復興まちづくりを推進します。               <ul style="list-style-type: none"> <li>● 男女共同参画視点による地域防災に関する出前講座の実施</li> <li>● 女性のための防災・まちづくり研修会及び交流会</li> <li>● 「仙台市地域防災リーダー」の養成</li> <li>● 女性の視点等に立った震災復興・防災対策に関する広報啓発の実施</li> <li>● 女性のニーズを反映した避難所の運営体制の整備</li> <li>● 女性の視点等に配慮した災害用備蓄物資の整備</li> <li>● 大規模災害時における女性支援センターの運営に向けた体制の整備</li> <li>● 震災に関する調査の実施</li> </ul> </li> </ul>	危機管理室 市民局

## ■ 施策の方向2

## 男女共同参画視点による防災・復興まちづくりの重要性を、国内外に発信する

主な取り組み	担当局
○ 防災・復興まちづくりにおける女性の参画の重要性を、国内外に継続的に発信します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 防災・復興をテーマとしたシンポジウムの開催</li> <li>● 女性と防災をテーマとしたイベントの開催【重点③】</li> <li>● 震災復興と男女共同参画をテーマにした広報誌の発行【重点③】</li> <li>● 仙台市復興記録誌の発行・発信</li> </ul>	まちづくり政策局 市民局

## ■ 施策の方向3

## 地域活動における男女共同参画を推進する

主な取り組み	担当局
○ 地域団体や市民団体等に対し、活動における男女共同参画を進めるよう、啓発に取り組みます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 女性の参画に関する地域団体や市民団体への啓発や支援(1-4再掲)</li> </ul>	市民局
○ 女性が地域活動等において活躍できるよう、女性リーダーの育成と活動支援に取り組みます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 防災・まちづくり女性人材育成プログラムの開発・実施【重点②】</li> <li>● 地域活動スキルアップ講座等の実施</li> <li>● 女性リーダーの交流・研修事業の実施</li> </ul>	市民局

## ■ 施策の方向4

## 男女共同参画に関する市民活動への支援の拡充と協働の推進を図る

主な取り組み	担当局
○ 男女共同参画に関する市民活動に役立つ情報の提供や相談事業などを実施するとともに、協働の推進、活動の場の提供等に取り組みます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 男女共同参画に向けた市民活動を促進するための情報提供や支援【重点①】</li> <li>● 男女共同参画推進センターにおける活動・交流スペースの提供【重点①】</li> <li>● 市民団体等との協働による男女共同参画推進イベントの実施(2-4再掲)</li> <li>● 生涯学習に関する学習情報の提供及び学習相談の実施(2-3再掲)</li> </ul>	市民局 教育局

## ■ 施策の方向5

性別や性のあり方、年齢、障害の有無、国籍や文化等の違いにかかわらず  
多様な人が共に支え合う地域づくりを推進する

主な取り組み	担当局
<p>○ 多様性を認め合い、互いを尊重して共に支え合う地域社会の実現を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域における各種相談員の活動に対する支援</li> <li>● 障害者相談支援事業所による相談事業</li> <li>● 障害者差別解消の推進</li> <li>● 地域包括支援センターによる相談事業</li> <li>● 高齢者等の地域生活を支える小地域福祉ネットワーク活動への支援</li> <li>● 子供家庭総合相談事業</li> <li>● 多様な性のあり方についての理解の促進</li> <li>● 性的少数者への支援のあり方の検討</li> </ul>	<p>市民局 健康福祉局 子供未来局</p>
<p>○ 地域の多様な担い手による子育て支援の充実を図るとともに、子どもが安心して暮らせる地域づくりを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 子育てふれあいプラザ（のびすく）運営事業（3-2再掲）</li> <li>● 仙台すくすくサポート事業（3-2再掲）</li> <li>● 地域での子育て支援団体に対する活動支援（3-2再掲）</li> <li>● 保育所地域子育て支援事業（3-2再掲）</li> <li>● 幼稚園地域子育て支援事業（3-2再掲）</li> <li>● 育児ヘルプ家庭訪問事業</li> <li>● 児童虐待予防に向けた関係機関との連携推進</li> <li>● 児童虐待に係る児童相談所の機能強化</li> <li>● 子育て何でも相談・子育て何でもメール相談</li> </ul>	<p>子供未来局</p>
<p>○ 外国人が地域で安心して暮らせるための支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 多言語化による情報の提供</li> <li>● 窓口の多言語対応</li> <li>● ボランティア団体との協働による相談事業実施</li> <li>● 日本語講座の開催</li> <li>● 日本語ボランティア養成講座の開催</li> <li>● 災害時言語ボランティアの育成</li> </ul>	<p>文化観光局</p>

## ■ 施策の方向6

## 貧困など困難を抱える方の安全で安定した生活と社会参加への支援を行う

主な取り組み	担当局
<p>○ 様々な生活上の困難を抱える生活困窮者が自立できるよう、支援に取り組めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自立相談支援事業【重点④】</li> <li>● 一時生活支援事業</li> <li>● 住居確保給付金の支給</li> <li>● 就労準備支援事業</li> <li>● 生活困窮者就労訓練事業の推進</li> </ul>	健康福祉局
<p>○ ひとり親家庭等、困難を抱える家庭への支援に取り組めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 仙台市ひとり親家庭相談支援センター事業【重点④】(4-2再掲)</li> <li>● ひとり親サポートブックの作成・配布</li> <li>● 母子生活支援施設における保護の実施</li> <li>● 児童扶養手当支給</li> <li>● 母子・父子家庭医療費助成</li> <li>● 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金</li> <li>● ひとり親家庭等日常生活支援事業</li> <li>● 市営住宅への優先入居制度の実施</li> <li>● ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業(5-4再掲)</li> <li>● ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業(5-4再掲)</li> <li>● 学習・生活サポート事業</li> </ul>	健康福祉局 子供未来局 都市整備局

# 第3章 計画の推進

## 1 計画の推進体制

### (1) 庁内の推進体制

男女共同参画の推進にかかる施策は広範囲にわたるため、全庁的な問題としてとらえていくことが重要です。そのため、市長を本部長とした市の推進体制である「仙台市男女共同参画推進本部」(本部員：各局・区長、会計管理者、各公営企業管理者)が中心となって、庁内の連携を強化し、必要に応じて「仙台市男女共同参画推進本部幹事会」(幹事：各局・区・公営企業主管課長)において横断的な検討・調整を行い、実効性のある施策の展開を図ります。

### (2) 仙台市男女共同参画推進審議会

男女共同参画に関する知識や経験を有する学識経験者等によって構成されている市の附属機関「仙台市男女共同参画推進審議会」は、市長の諮問に応じて市の男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議するほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項についての提言や、本計画の推進状況に関する評価を行います。本市では、審議会からの意見や評価を受け、施策の効果的な推進を図ります。

### (3) (公財) せんだい男女共同参画財団との連携

女性の自立と社会参画を促進する事業や、男女平等の推進に向けた市民の様々な主体的な活動の支援事業などを実施している(公財)せんだい男女共同参画財団との連携を強化し、地域の課題を的確に把握するとともに、市民との協働を基調としながら、社会情勢や市民のニーズに対応した事業の展開を図ります。

### (4) 経済団体、関係団体、関係行政等との連携

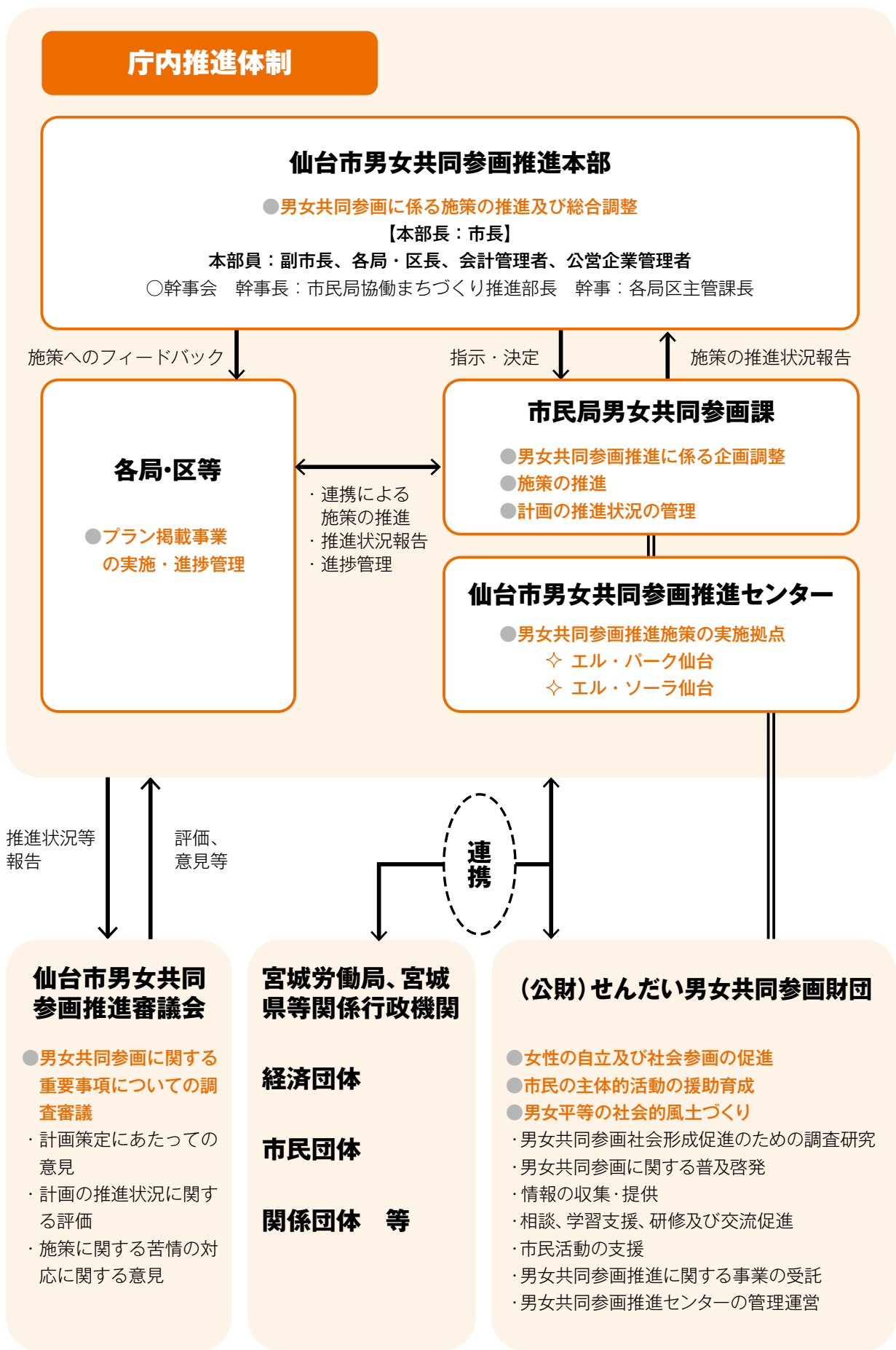
地域全体で取り組みを推進していくため、経済団体や関係団体、関係行政機関等と連携・協力し、一体となって、地域における女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの推進、DV被害者に対する支援等の諸施策に取り組みます。

### (5) 推進拠点(仙台市男女共同参画推進センター)

「エル・パーク仙台」と「エル・ソーラ仙台」は、本市の男女共同参画推進の拠点施設として機能を分担し、2館体制で運営していきます。センターにおいては、市民の学習及び活動の拠点施設として、男女共同参画推進に関する学習・研修事業や情報提供事業、調査・研究や相談支援事業等の一層の充実を図ります。



# 「男女共同参画せんだいプラン2016」推進体制



## 2 計画の評価

本計画については、重点課題に関する施策や成果目標、基本目標に関連する状況を把握するためのモニタリング指標を中心に、事業担当部局及び市民局男女共同参画課が年度ごとに評価・確認を行い、推進状況を管理します。また、仙台市男女共同参画推進審議会からの意見や評価も明らかにした上で公表します。

推進状況に対する審議会や市民からの意見や、国の動向、社会情勢の変化等を施策に反映させながら、計画を着実に推進していきます。

## 用語解説

### 【ア行】

#### \* SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービス。人と人とのつながりをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービス。

#### \* M字カーブ

女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化すると、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。結婚や出産を機に離職し、子育てが一段落すると就労を再開する女性が多いという特徴がみられる。欧米諸国では、子育て期における就業率の低下は見られない。

### 【カ行】

#### \* 公益財団法人せんだい男女共同参画財団

平成13年4月1日設立。仙台市における、女性の自立及び社会参画を促進する事業並びに男女共同参画推進に向けた市民の自主的な活動に対する多様な支援を行うとともに、男女平等の社会的風土づくりを進め、「男女平等のまち・仙台」の実現に寄与することを目的として事業を展開している。仙台市男女共同参画推進センター（用語「仙台市男女共同参画推進センター」の項目参照）の指定管理者として、エル・パーク仙台とエル・ソーラ仙台の管理・運営を行っている。

#### \* 子育てふれあいプラザ（のびすく）

親子が気軽に立ち寄り交流できる場や、子育て支援に関する様々な情報を提供する施設。のびすく仙台・泉中央・長町南・宮城野の4施設がある。

#### \* 固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割を決めるのではなく、「男性は仕事・女性は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的な業務」等のように、性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方。

#### \* 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）

事業主に、募集・採用・昇進・教育訓練・定年などにおいて男女で異なる取り扱いを禁じるとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図るための措置を推進することを目的として昭和60年に制定された。

### 【サ行】

#### \* 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

男女が共に、人生の各段階において、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など様々な活動について、自らの希望に沿った形でバランスを取りながら展開できる状態を実現すること。

#### \* 次世代育成支援対策推進法

急速な少子化の進行や家庭・地域を取り巻く環境の変化を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成に資することを目的に平成15年に制定された法律。子育て家庭への支援その他の子育て環境の整備、雇用環境の整備等の取り組みに関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、次世代育成支

援対策を推進するために必要な事項を定めている。平成26年度までの時限法であったが法改正により10年延長となった。

\* **職場で取り組む子育て推進プログラム**

次世代育成支援対策推進法（用語「次世代育成支援対策推進法」の項目参照）に基づき、市役所が事業主として定めている計画。現行の第3期計画の期間は平成27年度～31年度の5年間。「職員が子育てしながらも働きやすい職場環境をつくることによって、職員の子育てへの参加を促し、子どもたちが健やかに生まれ、育まれる環境づくりを支援するとともに、職員の働く意欲と能力を引き出し、組織の活力を向上させること」を目的とする。

\* **女性職員活躍推進プラン**

女性活躍推進法（用語「女性活躍推進法」の項目参照）に基づき、市役所が事業主として定める計画。計画期間は平成28年度～32年度の5年間。女性職員が個性と能力を十分に発揮して、より活躍できる職場環境づくりを進めることにより、女性職員のさらなる活躍を図り、組織の活力を向上させることを目的とし、女性職員のキャリアアップや職域拡大、登用促進、仕事と家庭の両立支援等に関する具体的な取り組み内容や実施時期、目標等を定める。

\* **「女性と防災」テーマ館**

第3回国連防災世界会議（用語「第3回国連防災世界会議」の項目参照）に合わせて、仙台市男女共同参画推進センター（用語「仙台市男女共同参画推進センター」の項目参照）エル・パーク仙台を会場に、防災・復興と男女共同参画をテーマとした14のシンポジウムや展示等の関連企画を5日間にわたって展開し、延べ6,647人が来場。被災地仙台・東北・日本・世界の女性たちの災害に強いまちづくりに向けた取り組みを様々な切り口から発信するとともに、東日本大震災で直面したジェンダーに起因する課題の解決に向けて、多様な側面から議論を深める機会となった。

\* **女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）**

女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化、その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的として平成27年9月に施行。男女共同参画基本法の基本理念にのっとり、女性活躍推進の基本原則を定め、国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、事業主の行動計画の策定や、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めている。

\* **ストーカー**

特定の者に対する恋愛感情その他の好意感情又はそれが満たされなかったことによる怨念の感情を充足する目的で、その特定の者又はその家族などに対してつきまとい等を繰り返し行う者。

\* **性的指向**

人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛などがある。

\* **性的少数者**

性自認（自分の性をどうとらえるか）や性的指向に関しての少数者、先天的に身体上の性別が不明瞭である人などの総称。性的マイノリティーとも言う。

\* **性同一性障害**

生物学的性別と、性別に対する自己意識あるいは自己認知が一致しない状態。

\* **セクシュアル・ハラスメント**

相手の意に反する性的な言動により、相手方の心身や生活環境を害するなどの不利益を与えること。雇用関係にある者の間のみならず、社会の様々な場で起こり得る。

\* **仙台市起業支援センター（アシ☆スタ）**

「日本一起業しやすいまち」の実現に向け、起業支援の拠点として、仙台市産業振興事業団内に平成26年1月に開設。専任のスタッフや起業支援コーディネーターが配置され、政府系金融機関や民間の起業支援団体などの関係機関とも密接に連携を図りながら、起業に係る様々な相談やニーズにワンストップで対応している。

\* **仙台市男女共同参画推進条例**

男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女平等のまちの実現に資することを目的として市が平成15年に制定した条例。男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、事業者及び市民の役割を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めている。

\* **仙台市男女共同参画推進センター**

男女共同参画を推進し、男女平等のまちの実現に資するとともに、市民に文化活動の場を提供し、市民の生活文化の向上に寄与することを目的として、仙台市男女共同参画推進センター条例に基づき仙台市が設置する施設。エル・パーク仙台とエル・ソーラ仙台の2館体制で運営されている。

\* **仙台市配偶者暴力相談支援センター事業**

DV防止法（用語「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」の項目参照）に基づき、被害者からの相談、医学的・心理学的な指導、緊急時における安全確保・一時保護、就労、住居、保護施設の利用等に関する情報提供その他の援助を行う。都道府県の婦人相談所その他の施設においてその機能を果たすこととされていたが、平成19年の法改正により、市町村の適切な施設においてもその機能を果たすよう努めるものとされた。仙台市では、平成25年3月に事業を開始している。

\* **仙台防災枠組2015-2030**

第3回国連防災世界会議（用語「第3回国連防災世界会議」の項目参照）で採択された2015年から2030年までの15年間の世界の防災戦略。世界の災害による死亡率や経済損失の減少などの目標や、優先行動、各国政府やステークホルダーの役割、国際協力などについてまとめられている。

## 【夕行】

\* **第3回国連防災世界会議**

世界各国の代表が国際的な防災戦略について議論する国連主催の会議。第3回会議は平成27（2015）年3月に仙台市をメイン会場に開催され、本体会議には185か国から6,500人以上、一般公開事業（パブリック・フォーラム）には延べ15万人以上が来場した。今後15年間の世界の防災戦略を示す「仙台防災枠組2015-2030」（用語「仙台防災枠組2015-2030」の項目参照）と、同枠組推進の決意を表明する「仙台宣言」が採択された。

- \* **ダイバーシティ**  
「多様性」のこと。性別や年齢、国籍などに関わりなく、多様な個性を持つ一人一人が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。

- \* **男女共同参画社会基本法**  
男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として平成11年に制定された法律。男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めている。

- \* **デートDV**  
婚姻していない恋人間で起こるドメスティック・バイオレンスのこと（用語「ドメスティック・バイオレンス（DV）」の項目参照）。

- \* **ドメスティック・バイオレンス（DV）**  
配偶者やパートナーなど親密な関係にある者（過去にそのような間柄にあった者も含む）から振られる暴力のこと。DV防止法（用語「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」の項目参照）では、「配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）からの身体に対する不法な攻撃で生命・身体に危害を及ぼすもの又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（過去に受け、婚姻関係の解消後も、配偶者であった者から引き続き受ける攻撃・言動を含む）」を「配偶者からの暴力」としている。

## 【ハ行】

- \* **配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）**  
配偶者からの暴力（用語「ドメスティック・バイオレンス（DV）」の項目参照）に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として平成13年に制定された法律。国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、配偶者暴力相談支援センターや被害者の保護、保護命令制度（用語「保護命令」の項目参照）に関する事項などを定めている。

- \* **パワー・ハラスメント**  
同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの優位性を背景に、本来の業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。

- \* **放課後子ども教室**  
放課後等の小学校施設等を活用して、地域の方や保護者の参画を得て、子どもたちの安全な居場所を確保し、学習やスポーツ、地域に根ざした多様な体験活動及び地域住民との交流活動等の機会を提供する取り組み。

- \* **放課後児童健全育成事業**  
保護者が仕事などにより昼間家庭にいない小学生の児童を対象に、放課後等の遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図る。仙台市では、児童館等において現在、小学1年生から3年生までを対象に実施しているほか、民間事業者も実施している。なお、児童館等においては、平成31年度当初までに、対象学年を段階的に拡大する予定。

- \* **保護命令**  
DV（用語「ドメスティック・バイオレンス（DV）」の項目参照）のうち身体への暴力、

または生命等に対する脅迫を受けた被害者が、さらなる身体への暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、裁判所が被害者からの申し立てにより、加害者に対して発する命令のこと。被害者への接近禁止命令、被害者への電話等禁止命令、被害者の同居の子への接近禁止命令、被害者の親族等への接近禁止命令、被害者の住居からの退去命令の五つの類型がある。

\* **ポジティブ・アクション（積極的改善措置）**

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するために、必要な範囲において男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。

## 【マ行】

\* **マタニティ・ハラスメント**

働く女性に対して、妊娠・出産・育児休業などを理由に解雇・雇止め・降格などの不利益な取り扱いを行うこと。また、精神的・身体的な嫌がらせを行うこと。

## 【ラ行】

\* **リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）**

リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、1994年の国際人口／開発会議の「行動計画」及び1995年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。

## 参考資料

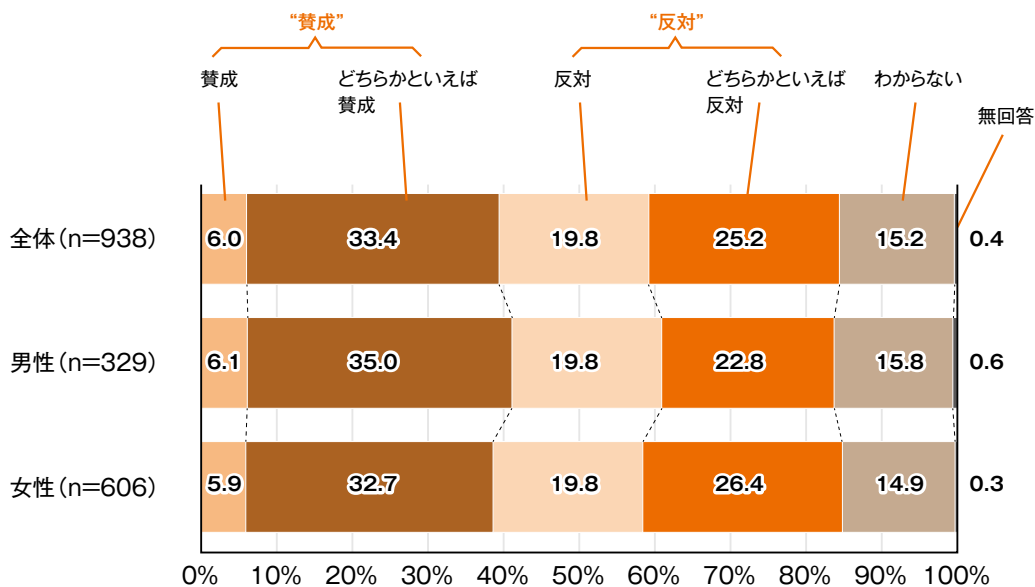
## 1 図表

図表1 生産年齢人口（15～64歳）有業率（単位%）

	総数		男性		女性	
	仙台市	70.2	(68.8)	79.9	(79.2)	60.6
宮城県	71.2	(71.6)	80.5	(81.1)	61.8	(62.1)
全国	72.3	(72.2)	81.4	(82.7)	63.1	(61.7)

（出典）総務省「平成24年就業構造基本調査」より作成。（）内は同平成19年より作成。

図表2 性別役割分担意識（仙台市）

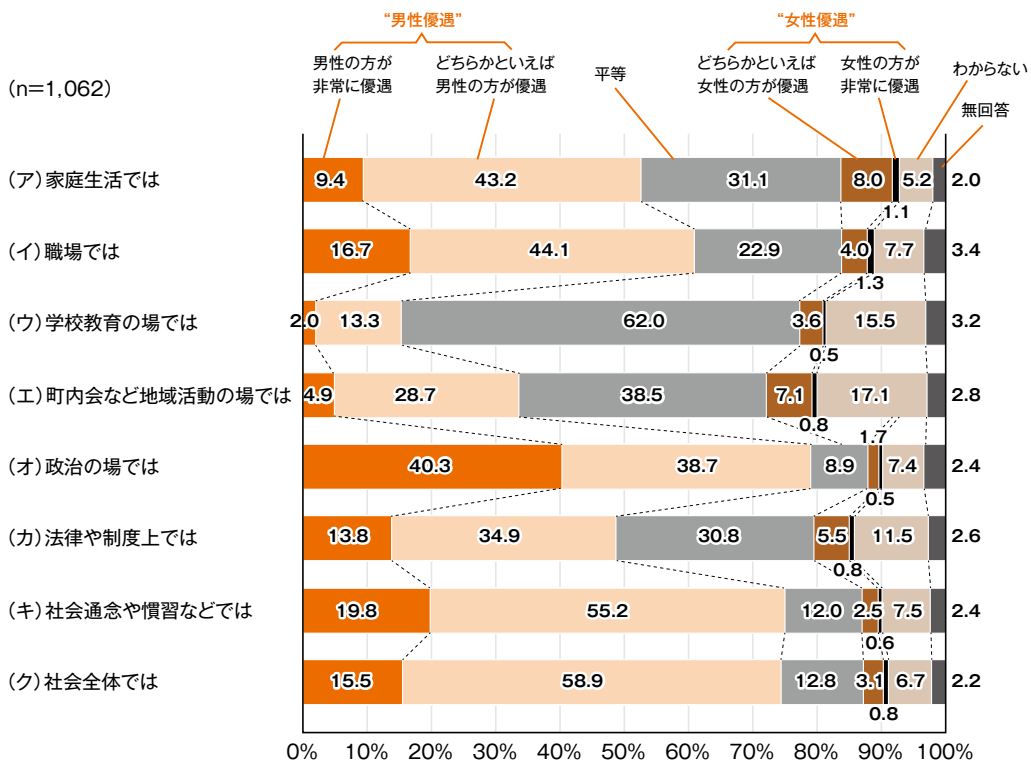


※「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方についての、賛成または反対の割合

（出典）仙台市配偶者等からの暴力（DV）に関する調査（平成27年度）

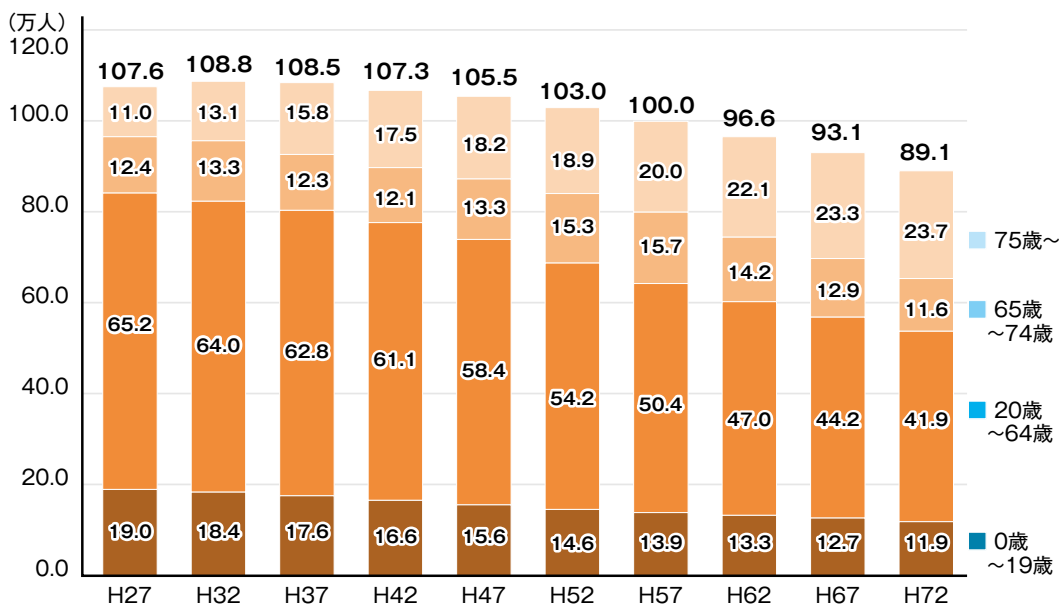


図表3 男女の地位の平等感（仙台市）



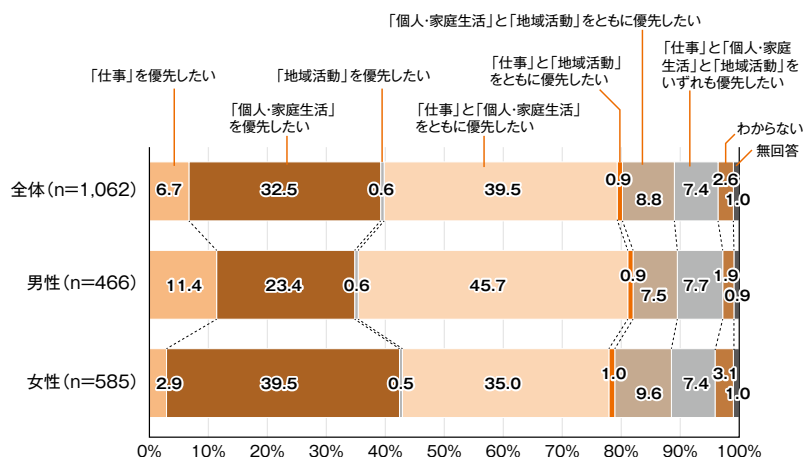
(出典) 仙台市男女共同参画社会に関する市民意識調査（平成26年度）

図表4 仙台市の将来人口の推移

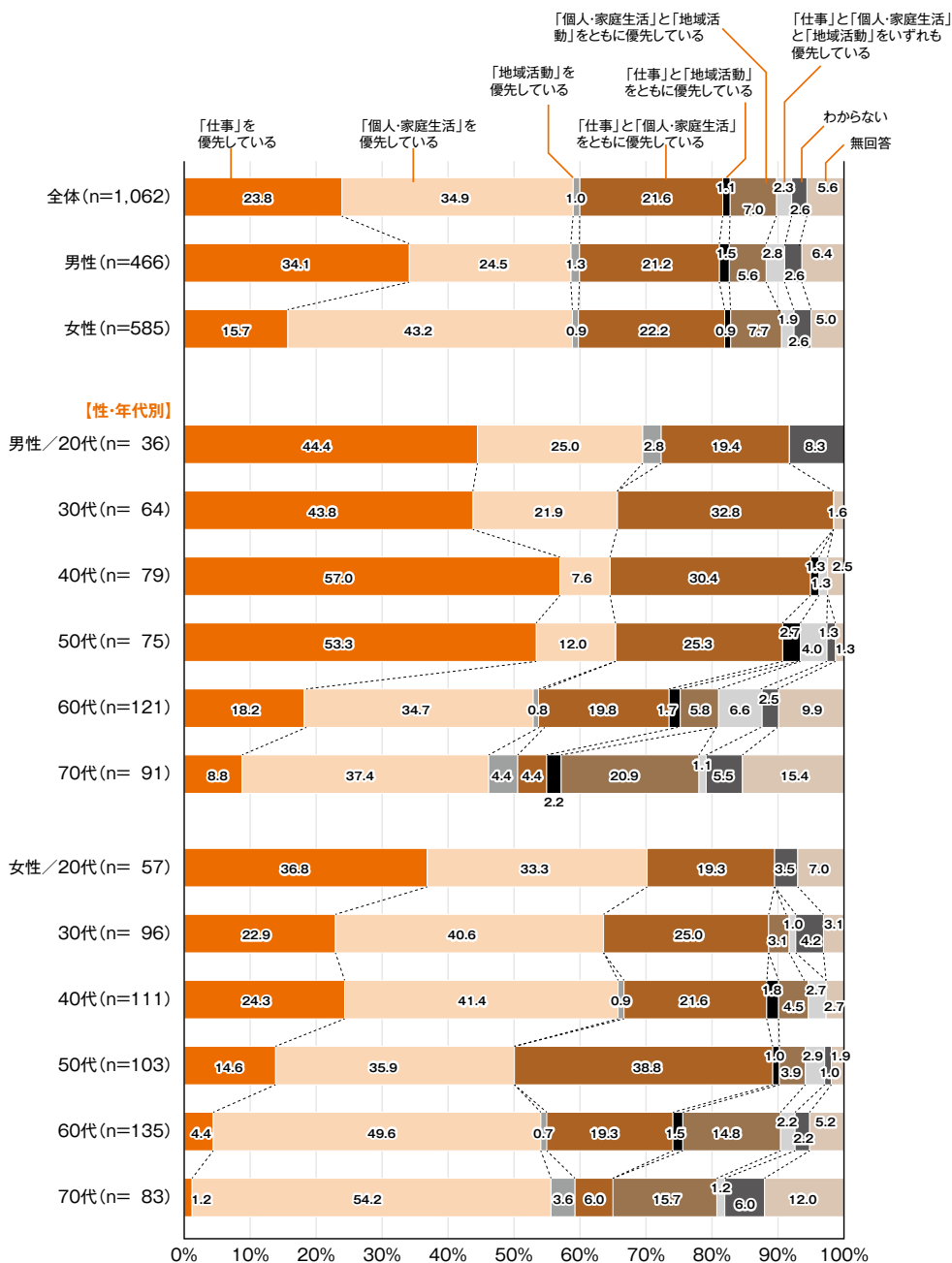


(出典) 仙台市調査

**図表5** 生活の中での各活動の優先度の希望（仙台市、性別）

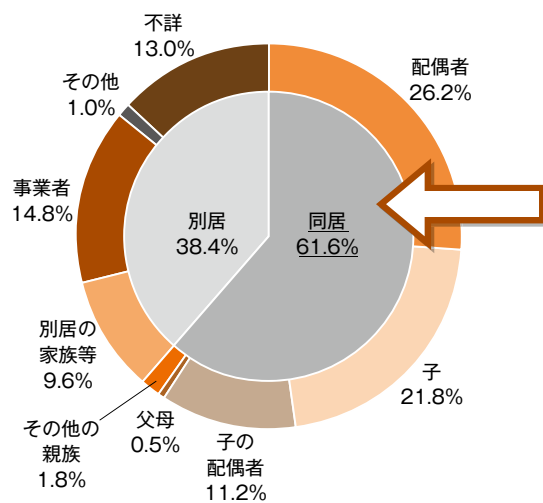


**図表6** 生活の中での各活動の優先度の現実（仙台市、性・年代別）



図表5、6（出典）仙台市男女共同参画社会に関する市民意識調査（平成26年度）

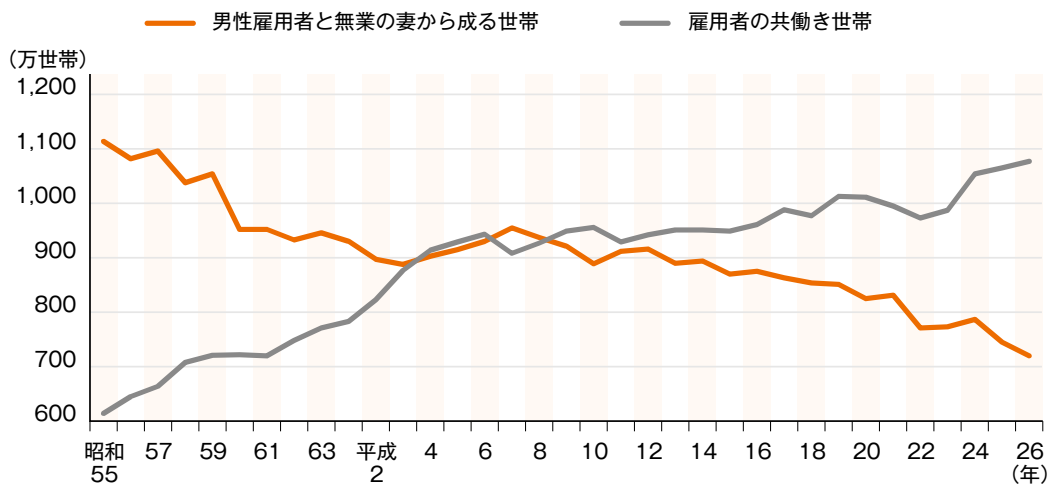
**図表7 要介護者等から見た主な介護者の続柄（全国、平成25年）**



	男性	女性
平成19年	28.1%	71.9%
平成22年	30.6%	69.4%
平成25年	31.3%	68.7%

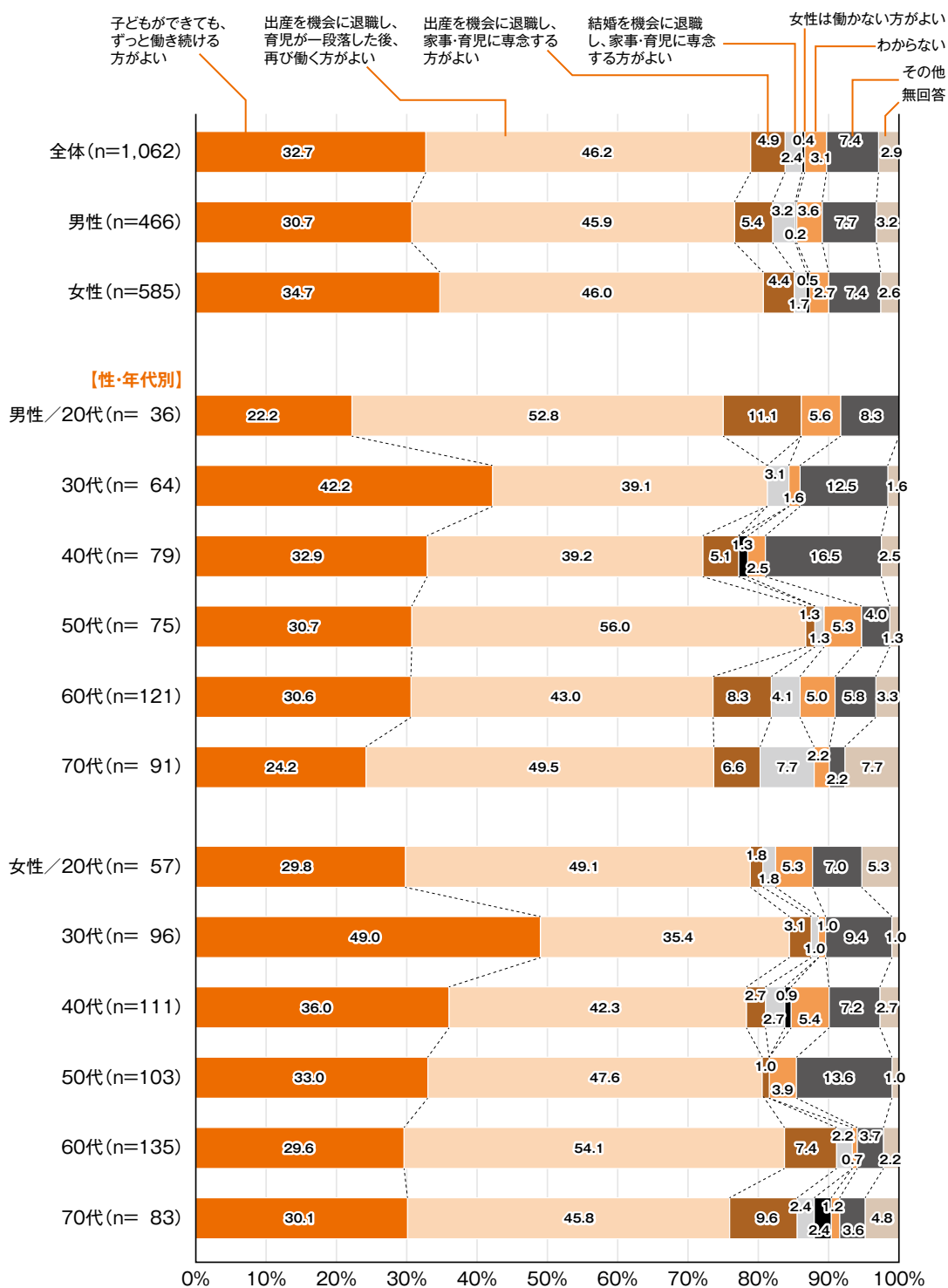
（出典）内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書（平成27年版）」より

**図表8 共働き等世帯数の推移（全国）**



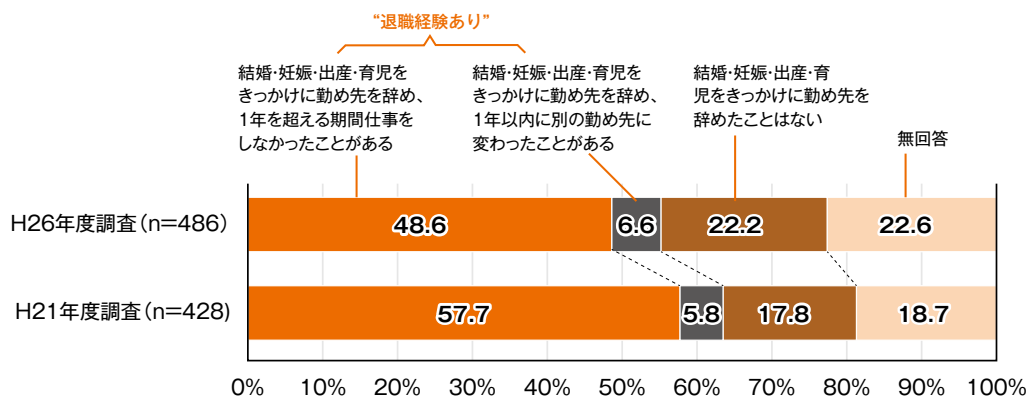
（出典）内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書（平成27年版）」より

**図表9** 女性が働くことについての考え方（仙台市、性・年代別）



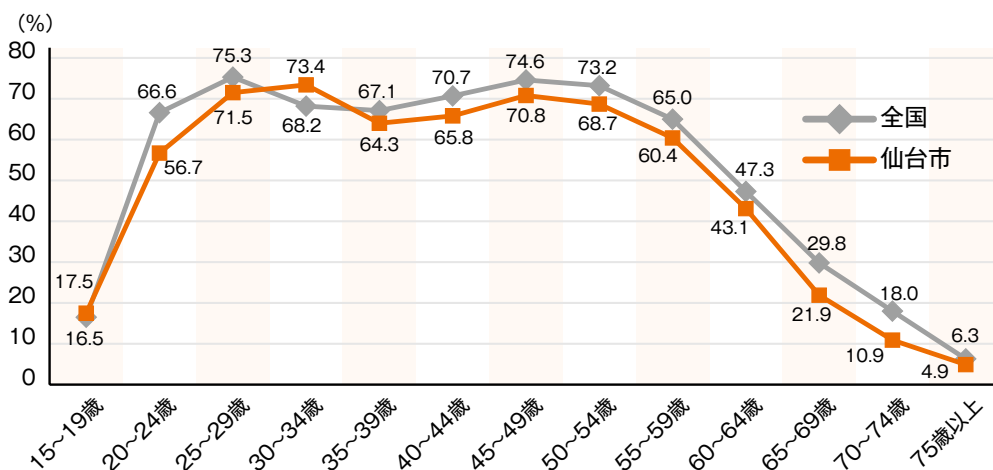
(出典) 仙台市男女共同参画社会に関する市民意識調査（平成26年度）

**図表10** 既婚女性の結婚・妊娠・出産・育児をきっかけとした退職経験の有無 一経年比較 (仙台市)



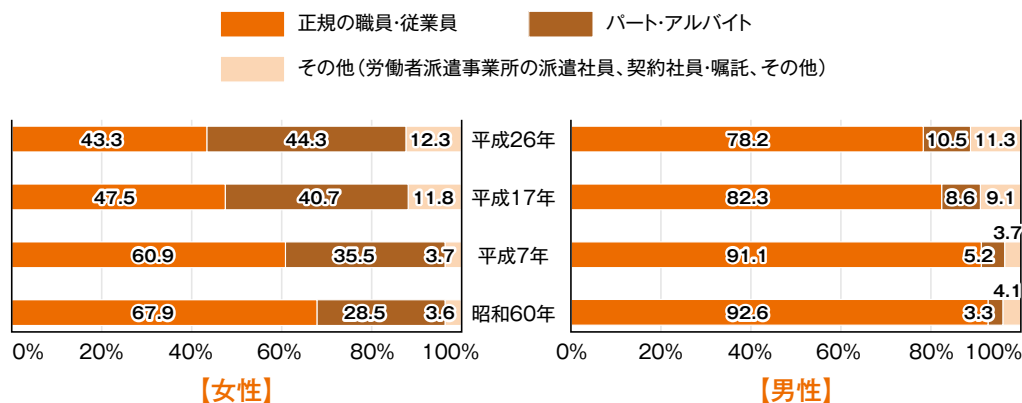
(出典) 仙台市男女共同参画社会に関する市民意識調査 (平成26年度)  
 仙台市家事や育児等と仕事との両立に関する意識調査 (平成21年度)

**図表11** 女性の年齢別有業率



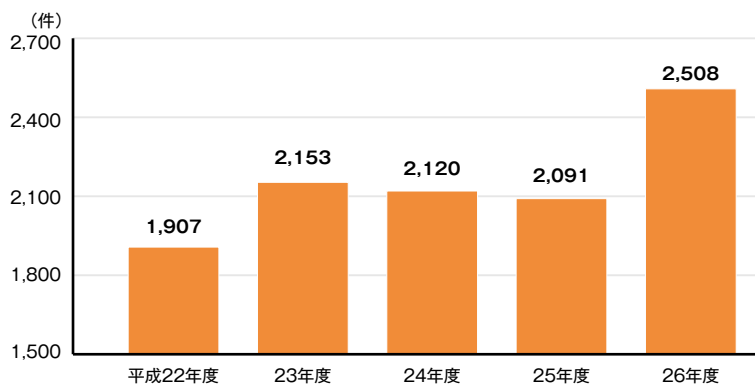
(出典) 総務省「平成24年就業構造基本調査」より作成。

**図表12** 雇用者（役員を除く）の雇用形態別構成割合の推移（全国、男女別）



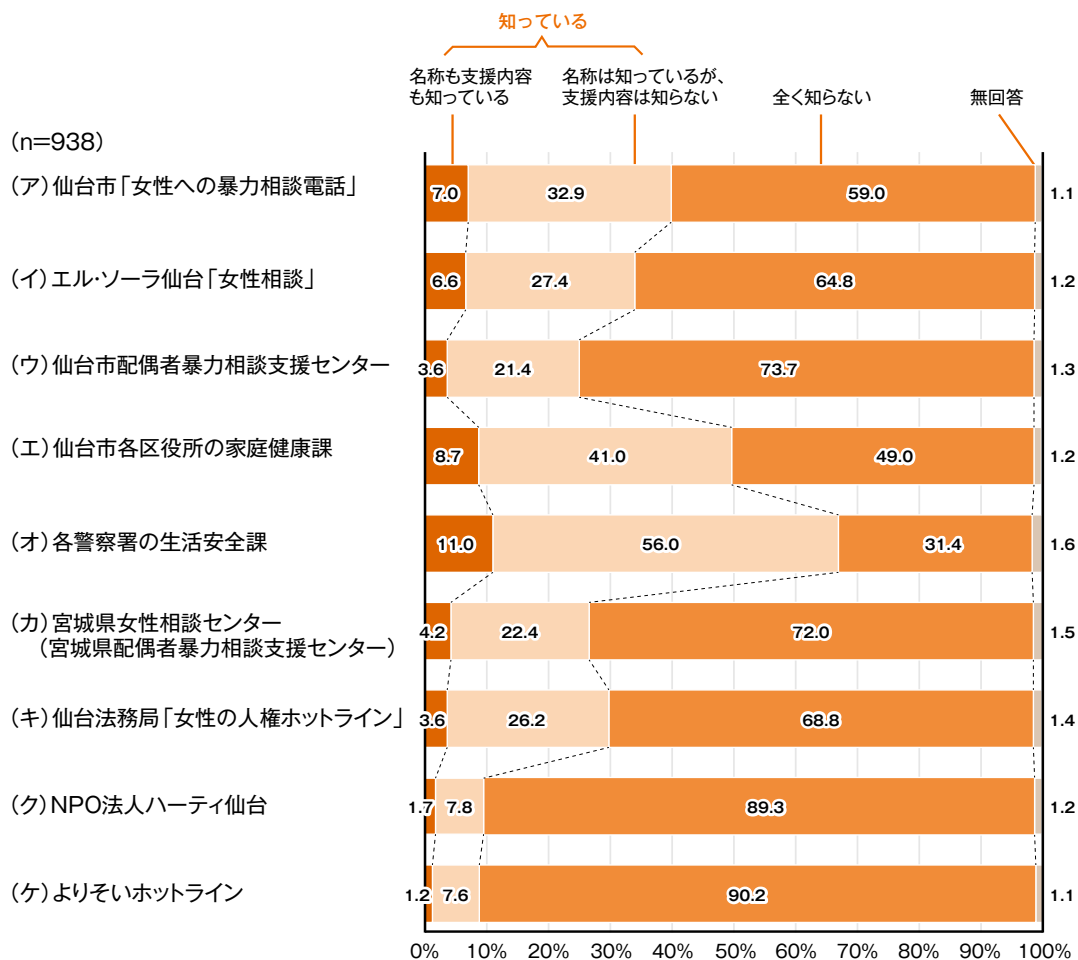
(出典) 内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書 (平成27年版)」より

**図表13** 仙台市における配偶者等からの暴力に関する相談件数（仙台市）



※仙台市「女性への暴力相談電話」、区役所家庭健康課、エル・ソーラ仙台の合計

**図表14** 相談窓口の認知度（仙台市）



(出典) 仙台市配偶者等からの暴力（DV）に関する調査（平成27年度）

## 2 計画の策定過程

平成26年度	
8月～11月	市民参加型ワークショップ「参画プラン・カフェ」開催 第1回「男女平等のまち・仙台」を考えよう（8月23日） 第2回 地域で、職場で女性の活躍（10月22日） 第3回 ドメスティック・バイオレンス（DV）等の防止と被害者支援（11月29日）
11月6日	市長より「仙台市の男女共同参画推進のための計画のあり方について」仙台市男女共同参画推進審議会へ諮問 <b>平成26年度第2回審議会</b> ・答申に向けて、論点やスケジュール等についての審議
2月6日	<b>平成26年度第3回審議会</b> ・現行プランのフォローアップ
平成27年度	
6月3日	<b>平成27年度第1回審議会</b> ・次期プランの構成案（基本目標、施策の方向、重点課題）について審議
8月25日	<b>平成27年度第2回審議会</b> ・「仙台市の男女共同参画推進のための計画のあり方について（中間報告）」についての審議
10月28日	<b>平成27年度第3回審議会</b> ・「仙台市の男女共同参画推進のための計画のあり方について（中間報告）」についての審議
12月1日	「仙台市の男女共同参画推進のための計画のあり方について（中間報告）」公表。市民意見募集（12月1日～28日）
12月8日	「仙台市の男女共同参画推進のための計画のあり方について（中間報告）」の公聴会開催
1月26日	<b>平成27年度第4回審議会</b> ・「仙台市の男女共同参画推進のための計画のあり方について（答申）」についての審議
2月16日	仙台市男女共同参画推進審議会より「仙台市の男女共同参画推進のための計画のあり方について」市長へ答申
3月28日	仙台市男女共同参画推進本部会議 ・「男女共同参画せんだいプラン2016（案）」についての協議

### 3 仙台市男女共同参画推進審議会委員名簿

任期：平成27年9月1日～平成29年8月31日

	氏名	職業等
会長	下夷 美幸	東北大学大学院文学研究科 教授
副会長	佐藤 慎也	山形大学地域教育文化学部 教授
委員	蘆立 順美	東北大学大学院法学研究科 教授
委員	加茂 光孝	親子向けパフォーマンスグループ「そらとぶクレヨン」代表 学校法人ろりぽっぶ学園 学園長
委員	河原木美智也	仙台市立立町小学校 校長
委員	菅野 澄枝	公募委員
委員	佐藤 理絵	株式会社河北新報社 編集局 夕刊編集部担当部長 兼 論説委員会委員
委員	嶋田 悦郎	宮城労働局 雇用均等室長 (任期：～H28.3.31)
委員	須田ゆう子	株式会社藤崎 執行役員 人事部担当部長
委員	立岡 学	特定非営利活動法人ワンファミリー仙台 理事長
委員	永井 豊子	向陽台クリニック 院長
委員	村上かずひこ	仙台市議会市民教育委員会 委員長 (任期：H27.10.28～)
委員	村松 敦子	弁護士

(委員は五十音順)



任期：平成25年9月1日～平成27年8月31日

	氏名	職業等
会長	下夷 美幸	東北大学大学院文学研究科 教授
副会長	佐藤 慎也	山形大学地域教育文化学部 教授
委員	相沢 和紀	仙台市議会市民教育委員会 委員長 (任期：H26.11.6～)
委員	蘆立 順美	東北大学大学院法学研究科 教授
委員	跡部 薫	仙台市議会市民教育委員会 委員長 (任期：H25.9.3～H26.9.7)
委員	上田 善子	公募委員
委員	加茂 光孝	親子向けパフォーマンスグループ「そらとぶクレヨン」代表 学校法人ろりぼっぶ学園 学園長
委員	河原木美智也	仙台市立立町小学校 校長
委員	鬼怒川知香	鬼怒川産婦人科医院 副院長
委員	佐藤 理絵	株式会社河北新報社 編集局 夕刊編集部担当部長 兼 論説委員会委員
委員	嶋田 悦郎	宮城労働局 雇用均等室長 (任期：H26.5.28～)
委員	須田ゆう子	株式会社藤崎 執行役員 営業企画部担当部長 兼 店舗計画部担当部長
委員	高橋 弘子	宮城労働局 雇用均等室長 (任期：～H26.3.31)
委員	立岡 学	特定非営利活動法人ワンファミリー仙台 理事長
委員	増田 隆男	弁護士

(委員は五十音順)

## 4 仙台市男女共同参画推進条例

平成十五年三月十四日  
仙台市条例第三号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、男女平等をめざす取組は、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准など国際社会における取組とも連動しつつ進められ、本市においても、市民活動との連携を図りながら着実に展開されてきたが、性別による固定的な役割分担等を背景とする諸課題ははまだ残されており、なお一層の取組が求められている。

さらに、少子高齢化の進展や経済活動の成熟化等社会経済情勢の急速な変化に対応し、やさしさと活力に満ちた魅力ある都市・仙台を創造していく上でも、男女が、その個性と人権を尊重し合うとともに、性別にかかわらず、多様な生き方を自ら選択し、その能力を十分に発揮できる男女平等のまちの実現が重要な課題となっている。

このような認識のもと、本市は、市民及び事業者との協働により、男女平等のまちをめざして男女共同参画を総合的かつ計画的に推進していくことを決意し、この条例を制定する。

### (目的)

第一条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、事業者及び市民の役割を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女平等のまちの実現に資することを目的とする。

### (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

### (基本理念)

第三条 男女共同参画の推進は、人間としての尊厳が重んぜられること、性別を理由とする差別的取扱いを受けないこと、個性と能力を発揮する機会が等しく確保され、かつ、公正に評価されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等を反映した制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対してできる限り影響を及ぼすことのないよう配慮しなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、市の政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、男女が、家庭の重要性を認識し、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と職域及び地域における活動その他の活動とを両立して行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

### (市の役割)

第四条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。）を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を決定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。
- 3 市は、市民、事業者、国及び他の地方公共団体等と連携を図り、これらの者の協力を得て男女共同参画を推進しなければならない。

### (事業者の役割)

第五条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業に従事する男女について、能力や適性に応じて事業活動に参画する機会を等しく確保し、かつ、公正に評価すること、職場における活動と家庭生活における活動とを両立することができる環境づくりを行うことその他の事業活動を行うに当たっての男女共同参画の推進に努めるものとする。

- 2 事業者は、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めるものとする。

### (市民の役割)

第六条 市民は、基本理念にのっとり、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男

女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めるものとする。

**(性別による人権侵害の禁止)**

第七条 何人も、次に掲げる行為により人権を侵害してはならない。

- 一 性別による差別的取扱い
- 二 セクシュアル・ハラスメント（性的な言動に対する相手方の対応によってその相手方に不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害する行為をいう。）
- 三 配偶者等に対する暴力的行為（身体的又は精神的な苦痛を与える行為をいう。）

**(計画の策定)**

第八条 市長は、男女共同参画推進施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画（以下「計画」という。）を策定しなければならない。この場合において、市長は、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、仙台市男女共同参画推進審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、計画を定めたときは、速やかに公表しなければならない。

**(年次報告)**

第九条 市長は、毎年、男女共同参画推進施策の実施状況を明らかにした報告書を作成し、これを公表しなければならない。

**(政策の立案及び決定への共同参画)**

第十条 市は、附属機関等の委員を委嘱し、又は任命する場合には、男女の委員の数の均衡を図るよう努めるものとする。

2 市は、性別にとらわれることなく、積極的に職員の能力を開発し、その能力や適性を重視した登用等を行うものとする。

**(普及広報等)**

第十一条 市は、市民及び事業者が男女共同参画の推進についての理解を深めることができるよう、普及広報活動、教育及び研修機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

**(市民及び事業者への支援)**

第十二条 市は、事業活動（自営業に係るものを含む。）の場における男女共同参画が推進されるよう、情報の提供、研修機会の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 市は、男女がともに家庭生活における活動と職域や地域等における活動とを両立して行うことができるよう、必要な支援を行うものとする。

3 市は、男女が、互いの性及び妊娠、出産等に関する事項について理解を深め、尊重し合うことにより、生涯にわたって健康な生活を営むことができるよう、必要な支援を行うものとする。

4 市は、第七条に規定する行為の防止のため、広報及び研修機会の提供その他の必要な措置を講ずるとともに、当該行為により被害を受けた者等に対し、関係機関との連携の下に、必要な支援を行うものとする。

**(調査研究)**

第十三条 市は、男女共同参画の推進に関して必要な調査及び研究を行い、その成果を男女共同参画推進施策に反映させるよう努めるものとする。

**(相談及び苦情の申出への対応)**

第十四条 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害に関し、市民又は事業者から相談の申出があった場合には、関係機関との連携の下に、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市長は、市が実施する施策について、市民又は事業者から男女共同参画の推進に関する苦情の申出があった場合には、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。この場合において、市長は、仙台市男女共同参画推進審議会の意見を聴くことができる。

**(拠点施設)**

第十五条 市は、仙台市男女共同参画推進センター条例（昭和六十一年仙台市条例第三十五号）に基づき設置された施設を、市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取組への支援その他の男女共同参画推進施策を実施する拠点施設とする。

**(男女共同参画推進審議会)**

第十六条 男女共同参画の推進に関する重要な事項について調査審議するため、仙台市男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- 一 第八条第一項に規定する事項
- 二 第十四条第二項に規定する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項

3 審議会は、必要があると認めるときは、前項各号に規定する事項について調査審議し、市長に意見を述

ることができる。

- 4 審議会は、市長が委嘱する委員十五人以内をもって組織する。この場合において、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないよう努めるものとする。
- 5 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 第四項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(委任)

第十七条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

## 5 男女共同参画社会基本法

平成十一年六月二十三日  
法律第七十八号

### 目次

#### 前文

#### 第一章 総則（第一条—第十二条）

#### 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

#### 第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

#### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

#### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

##### （定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

##### （男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

##### （社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

##### （政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

##### （家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該

活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念のっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

**(国民の理解を深めるための措置)**

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

**(苦情の処理等)**

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

**(調査研究)**

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

**(国際的協調のための措置)**

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

**(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)**

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

**第三章 男女共同参画会議****(設置)**

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

**(所掌事務)**

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

**(組織)**

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

**(議長)**

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

**(議員)**

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

**(議員の任期)**

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

**(資料提出の要求等)**

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成十一年六月二十三日法律第七十八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)



## 6 男女共同参画に関する仙台市及び国内外の動き

年	仙台市の動き	国内の動き	国際的な動き
1975年 (昭和50年)		○婦人問題企画推進本部設置	○国際婦人年 (目標:平等、発展、平和) ○国際婦人年世界会議 (メキシコシティ) ○「世界行動計画」採択
1977年 (昭和52年)		○「国内行動計画」策定 ○国立婦人教育会館(ヌエック)開館	
1979年 (昭和54年)			○国連第34回総会「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(以下「女子差別撤廃条約」という)採択
1980年 (昭和55年)			○「国連婦人の10年」－平等、発展、平和－中間年世界会議(コペンハーゲン) ○「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択
1981年 (昭和56年)	○(仮称)仙台市婦人文化センター建設検討／市内婦人団体との懇談会開催	○「国内行動計画後期重点目標」策定	
1983年 (昭和58年)	○(仮称)仙台市婦人文化センター建設基本計画策定		
1984年 (昭和59年)	○市民局内に婦人青少年課を設置		○「国連婦人の10年」－平等、発展、平和－の成果を検討し評価するための世界会議のためのESCAP地域政府間準備会議(東京)
1985年 (昭和60年)		○「国籍法」改正 ○「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(以下「男女雇用機会均等法」という)公布 ○「女子差別撤廃条約」批准	○「国連婦人の10年」－平等、発展、平和－ナイロビ世界会議(西暦2000年に向けての)「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択
1986年 (昭和61年)		○婦人問題企画推進本部拡充(構成全省庁に、任務拡充)	

年	仙台市の動き	国内の動き	国際的な動き
1987年 (昭和62年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○仙台市婦人文化センター(エル・パーク仙台)開館</li> <li>○仙台市婦人問題懇話会設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定</li> </ul>	
1989年 (平成元年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○仙台市婦人問題行政連絡会議設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学習指導要領の改定(家庭科教育における男女同一の教育課程の実現等)</li> </ul>	
1990年 (平成2年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>○国際経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択</li> </ul>
1991年 (平成3年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「仙台市女性行動計画」策定</li> <li>○仙台市女性問題協議会発足</li> <li>○婦人青少年課から独立し「女性企画課」に</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第1次改定)」策定</li> <li>○「育児休業等に関する法律(以下「育児休業法」という)」公布</li> </ul>	
1992年 (平成4年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「仙台市審議会等への女性の登用促進要綱」制定</li> </ul>		
1994年 (平成6年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○男女共同参画室、男女共同参画審議会、男女共同参画推進本部設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第1回国連防災世界会議(横浜市)</li> <li>○「開発と女性」に関する第2回アジア・太平洋大臣会議(ジャカルタ)</li> <li>○「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択</li> </ul>
1995年 (平成7年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化、「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(以下「育児・介護休業法」という)に題名改正)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第4回世界女性会議ー平等、開発、平和のための行動(北京)</li> <li>○「北京宣言及び行動綱領」採択</li> </ul>
1996年 (平成8年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○男女共同参画審議会から「男女共同参画ビジョン」答申</li> <li>○男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)発足</li> <li>○「男女共同参画2000年プラン」策定</li> </ul>	
1997年 (平成9年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○女性問題協議会から「女性行動計画見直しに向けて」提言</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「男女雇用機会均等法」改正</li> <li>○「介護保険法」公布</li> </ul>	

年	仙台市の動き	国内の動き	国際的な動き
1998年 (平成10年)	○「男女共同参画せんだいプランー男女平等のまち・仙台をめざしてー」策定	○男女共同参画審議会から「男女共同参画社会基本法ー男女共同参画を形成するための基礎的条件づくりー」答申	
1999年 (平成11年)	○組織改正により女性企画課が「男女共同参画課」に ○女性問題協議会が「ジェンダーフリー推進協議会」に名称変更(委員公募実施)(以下「GF推進協議会」という) ○女性問題行政連絡会議が「男女共同参画推進本部」に	○「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ○「食糧・農業・農村基本法」公布・施行(女性の参画の促進を規定) ○男女共同参画審議会から「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申	○ESCAPハイレベル政府間協議(バンコク)
2000年 (平成12年)		○「介護保険法」施行 ○男女共同参画審議会から「女性に対する暴力に関する基本的方策について」答申 ○「男女共同参画基本計画」閣議決定	○国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク) ○「女性・平和・安全保障に関する国連安保理決議第1325号」が国連安全保障理事会において採択
2001年 (平成13年)	○財団法人せんだい男女共同参画財団設立 ○GF推進協議会に「男女共同参画推進に関する条例のあり方」についての検討を依頼 ○「男女共同参画に関する市民意識調査」実施	○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下「DV防止法」という)公布・施行 ○「育児・介護休業法」改正 ○「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定	
2002年 (平成14年)	○「男女共同参画せんだいプラン」一部改定 ○GF推進協議会が「(仮称)女性センター基本構想について」「男女共同参画推進に関する条例のあり方について」提言 ○「(仮称)男女共同参画センター基本計画」策定	○「DV防止法」完全施行	
2003年 (平成15年)	○「男女共同参画推進条例」公布・施行 ○エル・ソーラ仙台整備工事竣工・開館 ○「性別による差別等に関する相談窓口」開設 ○「仙台市男女共同参画推進審議会」設置 ○エル・パーク仙台「市民活動スペース」改修	○「次世代育成支援対策推進法」公布・施行 ○「少子化社会対策基本法」公布・施行	

年	仙台市の動き	国内の動き	国際的な動き
2004年 (平成16年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○男女共同参画推進審議会が「男女共同参画推進のための計画のあり方について」答申</li> <li>○「男女共同参画せんだいプラン2004」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「DV防止法」改正</li> <li>○「育児・介護休業法」改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ESCAPハイレベル政府間会合(バンコク)</li> </ul>
2005年 (平成17年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第2回国連防災世界会議(神戸市)</li> <li>○「北京+10」世界閣僚級会合(ニューヨーク)</li> </ul>
2006年 (平成18年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○「男女雇用機会均等法」改正</li> </ul>	
2007年 (平成19年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○「DV防止法」改正</li> <li>○「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正</li> </ul>	
2008年 (平成20年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○エル・パーク仙台「ギャラリーホール・スタジオホール」改修</li> </ul>		
2009年 (平成21年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○男女共同参画推進審議会が「男女共同参画推進施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画『(仮称)男女共同参画せんだいプラン〔2009 - 2010〕』のあり方について」答申</li> <li>○「男女共同参画せんだいプラン〔2009-2010〕」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「育児・介護休業法」改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○女子差別撤廃条約実施状況第6回報告の審議・最終見解の公表</li> <li>○ESCAPハイレベル政府間会合(バンコク)</li> </ul>
2010年 (平成22年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国連「北京+15」記念会合(ニューヨーク)</li> <li>○女性のエンパワーメント原則(WEPs)作成</li> </ul>
2011年 (平成23年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○東日本大震災の影響によりエル・パーク仙台及びエル・ソーラ仙台が休館。復旧工事後に開館</li> <li>○男女共同参画推進審議会が「男女共同参画推進のための計画のあり方について」答申</li> <li>○施設の見直しによりエル・ソーラ仙台を改修</li> <li>○「男女共同参画せんだいプラン2011」策定</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○UN Women正式発足</li> </ul>

年	仙台市の動き	国内の動き	国際的な動き
2012年 (平成24年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日本女性会議(仙台市)</li> <li>○ノルウェー王国、仙台市、(公財)せんだい男女共同参画財団が協定締結。東日本大震災復興のための女性リーダーシップ基金(ノルウェー基金)設立</li> <li>○男女共同参画推進審議会が「地域防災を効果的に推進するために必要な男女共同参画の視点について」提言</li> </ul>		
2013年 (平成25年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○仙台市配偶者暴力相談支援センター事業開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「DV防止法」改正</li> </ul>	
2014年 (平成26年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○「次世代育成支援対策推進法」改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ESCAP 男女共同参画及び女性のエンパワメントに関するアジア太平洋会合(バンコク)</li> </ul>
2015年 (平成27年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第3回国連防災世界会議において、パブリック・フォーラムテーマ館「女性と防災」開催(会場:エル・パーク仙台)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○女性・平和・安全保障に関する行動計画策定</li> <li>○子ども・子育て支援新制度開始</li> <li>○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という)施行(事業主行動計画部分を除く)</li> <li>○「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第3回国連防災世界会議(仙台市)</li> <li>○「仙台防災枠組2015-2030」採択</li> <li>○「北京+20」(第59回国連婦人の地位委員会)開催(ニューヨーク)</li> </ul>
2016年 (平成28年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○男女共同参画推進審議会が「男女共同参画推進のための計画のあり方について」答申</li> <li>○「男女共同参画せんだいプラン2016」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「女性活躍推進法」完全施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○女子差別撤廃条約実施状況第7回・第8回報告の審議・最終見解の公表</li> </ul>

# 1

計画の基本的な考え方

# 2

男女共同参画の推進のための施策

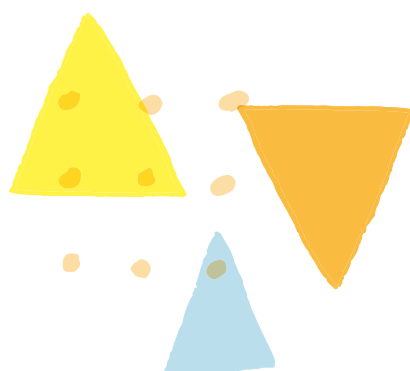
# 3

計画の推進

用語解説

参考資料





男女共同参画せんだいプラン2016

平成28年3月

【 仙台市市民局男女共同参画課 】

〒980-8671 仙台市青葉区国分町3-7-1

電 話 022-214-6143

Eメール sim004180@city.sendai.jp